

平成23年度

山梨県公立高等学校等
入学者選抜実施要項

山梨県教育委員会

平成23年度公立高等学校入学者選抜日程（全日制・定時制課程）

1 月			2 月			3 月				
1	土		1	火		1	火			
2	日		2	水	前期募集内定	2	水			
3	月		3	木		3	木	全日制後期募集検査・定時制検査		
4	火		4	金		4	金	定時制検査		
5	水	県外入学志願 申請期間 (前期募集)	5	土		5	土			
6	木		6	日		6	日			
7	金		7	月		7	月			
8	土		8	火		8	火			
9	日		9	水		9	水			
10	月	成人の日	10	木		10	木			
11	火		11	金	建国記念の日	11	金	入学許可予定者発表		
12	水	全日制 前期募集 出願期間	12	土		12	土	全日制再募集 出願期間		
13	木		13	日		13	日			
14	金		14	月		14	月			
15	土		15	火		15	火			
16	日		16	水		16	水	全日制再募集検査		
17	月	帰国生徒等入学者選抜 申請期間 (全日制後期募集・定時制)	17	木		17	木	定時制再募集 出願期間		
18	火		18	金		18	金		全日制再募集入学許可 予定者発表	
19	水		19	土		19	土			
20	木		20	日		20	日			
21	金		21	月		21	月		春分の日	
22	土		22	火		22	火			
23	日		23	水		23	水		定時制再募集検査	
24	月		24	木		24	木			
25	火		全日制前期募集 検査	25	金		25		金	定時制再募集入学許可 予定者発表
26	水		(予備日)	26	土		26		土	
27	木		27	日		27	日			
28	金		28	月		28	月			
29	土					29	火			
30	日					30	水			
31	月					31	木			

目 次

平成23年度山梨県公立高等学校入学者選抜実施要項

◎全日制・定時制の課程

I 募集定員	1	V 定時制の課程における入学者選抜	15
II 全日制の課程における前期募集	1	第1 出願資格	15
第1 募集人員	1	第2 出願方法	15
第2 出願資格	1	第3 志願変更	18
第3 出願方法	1	第4 高等学校長の措置	19
第4 高等学校長の措置	4	第5 調査書及び5段階評定集計表	19
第5 調査書及び5段階評定集計表	4	第6 検査	20
第6 検査	5	第7 選抜方法	20
第7 選抜方法	5	第8 入学許可予定者の発表	21
第8 入学許可予定者の内定期日	6	VI 定時制の課程における再募集	21
第9 後期募集への出願	6	第1 実施校	21
第10 入学許可予定者の発表	6	第2 募集人員等	21
III 全日制の課程における後期募集	6	第3 出願資格	21
第1 募集人員	6	第4 出願方法	21
第2 出願資格	6	第5 高等学校長の措置	21
第3 出願方法	7	第6 検査	22
第4 志願変更	9	第7 選抜方法	22
第5 高等学校長の措置	10	第8 入学許可予定者の発表	22
第6 調査書及び5段階評定集計表	10	VII 検査結果の開示	22
第7 学力検査	11	第1 全日制入学者選抜検査の結果の開示方法	22
第8 選抜方法	12	第2 定時制入学者選抜検査の結果の開示方法	23
第9 入学許可予定者の発表	13	第3 調査書の開示	23
IV 全日制の課程における再募集	13	VIII その他	24
第1 実施校	13	別記1 県外からの出願	25
第2 募集人員等	13	別記2 帰国生徒等特別措置	26
第3 出願資格	13	◎通信制の課程	27
第4 出願方法	13		
第5 志願変更	14		
第6 高等学校長の措置	14		
第7 検査	14		
第8 選抜方法	15		
第9 入学許可予定者の発表	15		

様式 1	{	入学願書（全日制課程・前期募集）	29	⑬	前期募集選抜結果内定通知書	
		受検票	29		・前期募集選抜結果通知書受領書	40
2	{	入学願書（全日制課程・後期募集）	30	⑭	志願変更願	41
		受検票	30	⑮	志願変更通知書	42
3	{	入学願書（全日制課程・再募集）	31	⑯	誓約書	43
		受検票	31	⑰	学力検査成績証明書等送付願	44
4	{	入学願書（定時制課程）	32	⑱	学力検査（成績／未受検）証明書	44
		受検票	32	⑲	県外入学志願承認願	45
5	{	入学願書（定時制課程・再募集）	33	⑳	県外入学志願承認書	45
		受検票	33	㉑	申立書	46
6		調査書（全日制前期・全日制後期・定時制）	34	㉒	身元引受承諾書	47
⑦		出願者一覧表	35	㉓	帰国生徒等特別措置適用承認書	48
⑧		5段階評定集計表	36	㉔	帰国生徒等に関する事情説明書	49
⑩		志願理由書	37	㉕	自己申告書	50
⑪		確約書	38	㉖	欠席日数の多い生徒に関する事情説明書	51
⑫		前期募集選抜結果内定通知書 ・前期募集選抜結果通知書郵送依頼書	39	㉗	入学願書（通信制課程）	52

別表

1	入学者選抜における傾斜配点教科及び 傾斜割合一覧表	53
---	------------------------------	----

平成23年度山梨県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項	54
※ 山梨県立特別支援学校通学区域等に関する規則	62
山梨県公立高等学校等の所在地及び電話番号	63

（注）様式番号が○印で囲まれている様式については、配付した用紙を複写（コピー）し、又は本実施要項の該当頁を複写（コピー）して使用できるものとする。

※様式 9 は欠番

個人情報の取り扱いについて

本要項に規定する各様式に記入していただいた個人情報は、山梨県公立高等学校入学者選抜事務のために利用し、他の目的に利用することはありません。

平成 23 年度山梨県公立高等学校入学者選抜実施要項

平成 23 年度山梨県公立高等学校入学者の選抜は、この要項に定めるところにより実施する。ただし、大月短期大学附属高等学校及び甲陵高等学校は、別途各市教育委員会が定める。

I 募集定員

各高等学校の募集定員は、別に定める。

II 全日制の課程における前期募集

第1 募集人員

前期募集の募集人員は、募集定員のうち、次の1から4のそれぞれの範囲の中から各高等学校長が決定した比率をもとに、山梨県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が定める。

- 1 全日制普通科(コース及び単位制を含む。)については、募集定員の10%から30%の範囲(コースの指定については、普通科の率と同じとする。)
- 2 理数科、英語科及び文理科(以下「専門教育学科」という。)については、募集定員の20%から40%の範囲
- 3 職業に関する学科については、募集定員の30%から50%の範囲
- 4 総合学科については、募集定員の20%から40%の範囲

第2 出願資格

前期募集に出願できる者は、次の条件をいずれも満たす者とする。

- 1 中学校若しくはこれに準ずる学校(以下「中学校」という。)を平成23年3月に卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を同月に修了する見込みの者
- 2 当該高等学校を志望する動機や理由が明白・適切であり、各高等学校が定める「前期募集選抜方法」中の「出願の条件」に適合すると自ら考える者

第3 出願方法

1 出願の制限

(1) 出願は、1人1校、1学科に限る。(大月短期大学附属高等学校及び甲陵高等学校を含む。)

ただし、一括募集を行う場合は、1学科とみなす。

(2) 他の都道府県から入学を志願する者(他の都道府県の中学校を平成23年3月卒業見込み又は修了見込みの者をいう。)の扱いについては、別記1(p25)による。

2 出願期間

平成23年1月12日(水)、1月13日(木)の午前9時から午後4時まで及び1月14日(金)の午前9時から正午までとする。

なお、山梨県総合教育センター(以下「総合教育センター」という。)において、一括受付業務を実施する1月12日(水)は、各高等学校窓口での出願受付は行わない。

月 日	曜日	県内中学校からの出願	県内中学校以外からの出願
1月12日	水	総合教育センターで 県内一括受付	持参不可
1月13日	木	各高等学校窓口で 午前9時から午後4時まで受付	各高等学校窓口で 午前9時から午後4時まで受付
1月14日	金	各高等学校窓口で 午前9時から正午まで受付	各高等学校窓口で 午前9時から正午まで受付

※県内中学校以外からの出願で、願書を持参する場合、1月13日（木）の午前9時から午後4時まで及び1月14日（金）の午前9時から正午までとする。

県内中学校以外からの出願の場合、郵送（書留に限る）も可とするが、1月14日（金）正午までに各高等学校必着のこと。

3 出願手続

- (1) 志願者は、次の書類を在学中学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して、志願先高等学校長に提出する。

提出書類	提出を要する者	摘 要
ア 入学願書	志願者全員	様式1
イ 志願理由書	志願者全員	様式10
ウ 確約書	志願者全員	様式11
エ 封筒 ①	志願者全員	日本工業規格 長形3号 (120mm×235mm) 志願者の住所・氏名を「・・・様」と記した封筒1通（切手不要）（郵便で入学願書を提出する場合は2通）
オ 封筒 ②	志願者全員	日本工業規格 長形3号 (120mm×235mm) 志願者の中学校名・氏名を「・・・様」と記した封筒1通（切手不要）
カ 事情説明書	保護者が県外に居住する者（県外からの志願者を除く。）	様式自由 出願後においても、志願先高等学校長が必要と認めた場合は、提出を求めることがある。
キ 県外入学志願承認書	他の都道府県からの志願者	様式20
ク 自己申告書	志願者のうち中学校において欠席日数が多い状況や理由等について説明する必要がある者は、自己申告書を志願先高等学校長に提出することができる。提出できる者は、第3学年の欠席日数が30日	様式25 自己申告書を提出する場合は、厳封の上、志願先高等学校長あて親展として中学校長へ提出する。

	以上の者とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。	
ケ 志願先高等学校長が定める書類	該当者のみ	志願先高等学校が定める「前期募集選抜方法」に示す。
コ 帰国生徒等に関する事情説明書	該当者のみ (中学校長が調査書所定の様式への記載が困難と判断した場合)	様式24

(2) 入学審査料

県立高等学校志願者は、入学審査料に相当する額面の「山梨県収入証紙」を入学願書の所定の欄に貼付する。また、甲府市立甲府商業高等学校志願者は、入学願書に入学審査料（現金）を添える。

既納の入学審査料は、還付しない。

区 分		入 学 審 査 料
全日制課程	県立高等学校	2,200 円
	甲府商業高等学校	2,200 円

(3) 中学校長の手続

ア 中学校長は、調査書（様式6）及び出願者一覧表（様式7）を作成し、出願期限までに志願先高等学校長に提出しなければならない。

なお、高等学校入学者選抜処理システム（以下「入試処理システム」という。）を導入している中学校においては、調査書及び出願者一覧表は、入試処理システムにより出力されたものとし、提出の際、高校提出ファイルフロッピー（正・副）を添えること。また、出願者一覧表の記入にあたっては、その注意事項をよく確認すること。

イ 中学校長は、中学校において第3学年の欠席日数が30日以上の方について、欠席日数が多い状況や理由等を説明する「欠席日数の多い生徒に関する事情説明書」（様式26）を志願先高等学校長に提出する。欠席日数が30日未満の方についても中学校長が必要と認める場合は、「欠席日数の多い生徒に関する事情説明書」を提出することができる。

ウ 帰国生徒等（海外帰国生徒、中国帰国生徒及び外国籍生徒）の調査書について、所定の様式への記載が困難な場合は、志願者に「帰国生徒等に関する事情説明書」（様式24）を提出させる。

4 出願上の注意

(1) 出願書類に記入する志願者の氏名について、各書類の署名欄は、志願者本人が住民票記載の文字（学齢簿と一致する。）で自署すること。ただし、署名欄以外の氏名について志願者が特定できる場合は、この限りでない。

(2) 出願書類の順序

出願者一覧表に添える出願書類の順序は、次のとおりとする。

封筒①、②を一番上にし、入学願書、志願理由書、確約書、調査書、その他の書類（県外入学志願承認書、事情説明書等）の順に重ね、志願者ごとにクリップで留めること。

第4 高等学校長の措置

- 1 志願先高等学校長は、入学願書等の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、所要の事項を記入したうえで、受検票を志願者に交付又は郵送する。その際、中学校には、受検番号を記載した出願者一覧表の写しを交付する。
- 2 志願先高等学校長は、志願者数を出願期間中、学科ごとに毎日学校内に掲示する。
なお、全日制普通科（単位制を除く。）についてはコースの別に、職業に関する学科（韮崎工業高等学校及び塩山高等学校を除く。）については募集する小学科・コースの別に掲示する。
- 3 志願先高等学校長は、入学願書の受付締切後、直ちに志願者数を2に準じて学校内に掲示するとともに、山梨県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

第5 調査書及び5段階評定集計表

- 1 調査書作成委員会
 - (1) 中学校長は、調査書及び5段階評定集計表の作成に当たっては、厳正公平を期するため、調査書作成委員会を設け作成する。
 - (2) 調査書作成委員会は、中学校長を委員長とし、校長の指名する当該中学校の教員若干名をもって組織する。
- 2 調査書作成上の注意
次表による。

調査書作成上の注意事項

中学校を平成23年3月卒業する見込み又は修了する見込みの者の第3学年の記録は、平成22年12月末日をもって評価したものを記入する。

項 目	中学校を卒業する見込み又は修了する見込みの者
各教科の 学習の記録	①1学年及び2学年の記録は、指導要録から転記する。 ②3学年の評定は、指導要録作成基準に基づいて評定したものを記入する。
総合的な 学習の時間	各学年の指導要録から転記する。
欠席の記録	欠席の主な理由欄には、具体的に病名や事故の内容等を記入する。
行動の記録	行動の状況については、指導要録記入要領により記入する。
進路の希望	高校卒業後の進路希望を記入する。
特別活動 の記録	①活動の事実については、学年ごと内容ごとに具体的に記入する。 ②上記の実績等顕著なものを学年ごとに諸活動の記録欄に記入する。
校外活動 の記録	社会スポーツ、文化、ボランティア活動等への参加状況を学年ごとに記入する。
健康に関する 特記事項	本人について特に配慮が必要なことについて記入する。
その他 特記事項	①留学、研修等を記入する。 ②趣味、特技、その他特に顕著なことについて記入する。

3 5段階評定集計表作成上の注意

- (1) 分校をもつ中学校は、本校、分校別にそれぞれ作成する。
- (2) 「在籍数」の欄は、平成22年12月末日における第3学年の在籍生徒数を記入する。
- (3) 「評定段階別人数」の欄は、学年ごと、教科ごと、及び評定ごとに人数を記入する。
- (4) 「評定平均」の欄は、教科ごとに小数点第2位を四捨五入したものを記入する。
- (5) 中学校長は、平成22年12月末日をもって評価した卒業見込者全員による5段階評定集計表（様式8）を作成し、平成23年2月24日（木）までに、教育長に提出しなければならない。この場合において、5段階評定集計表は、入試処理システムを導入している中学校においては、入試処理システムにより出力されたものとし、提出の際、入試処理システムにより作成されたフロップィ（正・副）を添えること。また、提出先は、山梨県教育庁高校教育課（以下「高校教育課」という。）とする。

第6 検査

1 受検者

志願者全員とする。

2 検査方法

- (1) 全ての学科及びコースにおいて面接を実施する。
- (2) 面接のほか、志願先高等学校長が必要と認める場合は、作文、特技、個性表現のいずれか（複数可）を併せて実施することができる。
- (3) 各高等学校において実施する検査方法は、「前期募集選抜方法」に示す。
- (4) 面接、作文、特技及び個性表現の実施方法等詳細については、別途教育長の通知により、志願先高等学校長が定める。

3 検査会場

各志願先高等学校とする。

4 検査期日

平成23年1月25日（火）及び1月26日（水）とするが、集合時間、検査時間等は各高等学校長が指示する。志願者の状況によっては、1月27日（木）を含めて3日間とすることができる。また、検査時間等も志願者の状況によって変更することができる。

第7 選抜方法

- 1 各高等学校が定める「選抜資料比重」に基づき、調査書の記録、面接の結果及び志願先高等学校長が定める検査の成績を総合判定し、選抜する。
- 2 普通科に設置されているコースへの指定については、当該高等学校が定める「前期募集選抜方法」に基づき、普通科の入学許可予定者のうちコースを希望している者を対象として、得点の上位順にコースに指定する。コースの指定に漏れた者のうちコース以外に普通科を希望しない者は、入学許可予定者から除き、それに相当する数の者を、当初の入学許可予定者以外の者から選抜する。

なお、前期募集では、コース希望者を普通科とは別枠で選抜することもできる。この場合は、事前に「前期募集選抜方法」で選抜方法を明示する。

- 3 志願者から自己申告書又は中学校長から「欠席日数の多い生徒に関する事情説明書」及び「帰国生徒等に関する事情説明書」の提出を受けた高等学校長は、それらを総合判定の参考資料とすることができる。また、必要に応じて個人面接を実施することができ、その場合においても、面接の結果を総合判定の参考資料とすることができる。

第8 入学許可予定者の内定期日

志願先高等学校長は、平成 23 年 2 月 2 日(水)午前 9 時から午後 4 時までの間に中学校長に校長あての前期募集選抜結果内定通知書を交付するとともに、受検者あての前期募集選抜結果通知書を交付する。直接受領する場合は、前期募集選抜結果内定通知書・前期募集選抜結果通知書受領書(様式 13)と受領者本人であることを確認できるものを持参する。

ただし、中学校長が事前に前期募集選抜結果内定通知書・前期募集選抜結果通知書郵送依頼書(様式 12)により依頼した場合は、郵送等をもって中学校長に校長あての前期募集選抜結果内定通知書を交付するとともに、受検者あての前期募集選抜結果通知書を交付する。

第9 後期募集への出願

- 1 前期募集入学許可予定者として内定された者(以下「入学内定者」という。)は、後期募集へ出願することができない。
- 2 入学内定者とならなかった者は、改めて後期募集へ出願することができる。この場合において、その出願については、Ⅲの「第3 出願方法」による。

第10 入学許可予定者の発表

平成 23 年 3 月 11 日(金)午前 11 時に各志願先高等学校において入学内定者の受検番号を掲示するとともに、入学内定者に郵送等により通知する。

Ⅲ 全日制の課程における後期募集

第1 募集人員

後期募集の募集人員は、募集定員から前期募集の入学内定者の数を減じた数をもとに、教育委員会が定める。

第2 出願資格

後期募集に出願できる者は、次の1から6のいずれかの条件を満たす者とする。ただし、出願時に高等学校若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は、出願することができない。また、既に高等学校若しくは中等教育学校を卒業している者は、卒業時と同一の学科に出願することはできない。

- 1 中学校を卒業若しくは修了した者又は平成 23 年 3 月に卒業する見込み若しくは修了する見込みの者
- 2 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者又は平成 23 年 3 月に修了する見込みの者
- 3 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は平成 23 年 3 月に修了する見込みの者
- 4 中学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者として文部科学大臣の指定した者
- 5 保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子等で、文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- 6 その他高等学校において、中学校を卒業し、又は修了した者と同等以上の学力があると認められた者

第3 出願方法

1 出願の制限

- (1) 出願は、1人1校とする。
- (2) 入学内定者は、後期募集に出願することはできない。
- (3) 他の都道府県から入学を志願する者（他の都道府県の中学校を卒業した者又は平成23年3月卒業見込みの者をいう。）の扱いについては、別記1（p25）による。
なお、前期募集に出願し入学内定とならなかった者で、次のいずれかに該当する者は、県外入学志願の承認は既に受けているものとし、新たに承認を受ける必要はない。
 - ア 別記1の2の(1)又は(2)で承認を受けた者
 - イ 別記1の2の(4)で承認を受けた者で前期募集と同一の高等学校の同一学科を志願する者
 - ウ 別記1の2の(5)で承認を受けた者で前期募集と同一の高等学校を志願する者
- (4) 帰国生徒等（海外帰国生徒、中国帰国生徒及び外国籍生徒）特別措置の適用を受けようとする者の扱いについては、別記2（p26）による。
- (5) 全日制及び定時制の両課程を併願することはできない。
- (6) 志願先高等学校に普通科、専門教育学科、総合学科の2学科以上が設置されている場合、志願する学科のほかに第2希望まで志望順位を付けることができる。
- (7) 志願先高等学校に職業に関する2つ以上の小学科・コースがあり、小学科・コース別に募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科・コースに第2希望まで志望順位を付けることができる。

2 出願期間

平成23年2月16日（水）、2月17日（木）の午前9時から午後4時まで及び2月18日（金）の午前9時から正午までとする。

なお、総合教育センターにおいて、一括受付業務を実施する2月16日（水）は、各高等学校窓口での出願受付は行わない。

ただし、出願期間経過後においても、他の都道府県から入学を志願する者及び帰国生徒等特別措置の適用を受けようとする者で、特にやむを得ない事情のある者については、必要な手続きを経た後、2月24日（木）の午後4時まで出願できるものとする。

月 日	曜日	県内中学校からの出願	県内中学校以外からの出願
2月16日	水	総合教育センターで 県内一括受付	持参不可
2月17日	木	各高等学校窓口で 午前9時から午後4時まで受付	各高等学校窓口で 午前9時から午後4時まで受付
2月18日	金	各高等学校窓口で 午前9時から正午まで受付	各高等学校窓口で 午前9時から正午まで受付

※県内中学校以外からの出願で、願書を持参する場合、2月17日（木）の午前9時から午後4時まで及び2月18日（金）の午前9時から正午までとする。

県内中学校以外からの出願の場合、郵送（書留に限る）も可とするが、2月18日（金）正午までに各高等学校必着のこと。

3 出願手続

(1) 志願者は、次の書類を在学又は出身の中学校の校長を経由して、志願先高等学校長に提出する。

提出書類	提出を要する者	摘要
ア 入学願書	志願者全員	様式2
イ 封筒	志願者全員	日本工業規格 長形3号 (120mm×235mm) 志願者の住所・氏名を「・・様」と記した封筒1通(切手不要) (郵便で入学願書を提出する場合は2通)
ウ 学習成績証明書 又はその提出不能を証する書類	調査書(様式6)が提出できない者	様式自由
エ 事情説明書	保護者が県外に居住する者(県外からの志願者を除く。)	様式自由 出願後においても、志願先高等学校長が必要と認めた場合は、提出を求めることがある。
オ 県外入学志願承認書	他の都道府県からの志願者	様式20 「1 出願の制限」の(3)で新たに承認を受ける必要はないとされた者については、県外入学志願承認書の写しを提出する。
カ 自己申告書	志願者のうち中学校において欠席日数が多い状況や理由等について説明する必要がある者は、自己申告書を志願先高等学校長に提出することができる。提出できる者は、第3学年の欠席日数が30日以上とするが、欠席日数が30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。	様式25 自己申告書を提出する場合は、厳封の上、志願先高等学校長あて親展として中学校長へ提出する。
キ 帰国生徒等特別措置適用承認書	帰国生徒等特別措置の適用を受けた者	様式23

(2) 入学審査料

県立高等学校志願者は、入学審査料に相当する額面の「山梨県収入証紙」を入学願書の所定の欄に貼付する。また、甲府市立甲府商業高等学校志願者は、入学願書に入学審査料(現金)を添える。

既納の入学審査料は、還付しない。

区 分		入 学 審 査 料
全日制課程	県立高等学校	2,200 円
	甲府商業高等学校	2,200 円

(3) 中学校長の手続

ア 中学校長は、調査書（様式6）及び出願者一覧表（様式7）を作成し、出願期限までに志願先高等学校長に提出しなければならない。

なお、入試処理システムを導入している中学校においては、調査書及び出願者一覧表は、入試処理システムにより出力されたものとし、提出の際、高校提出ファイルフロッピー（正・副）を添えること。

また、出願者一覧表の記入にあたっては、その注意事項をよく確認すること。

イ 中学校長は、平成21年度以前の卒業生及び県外からの志願者については、調査書及び当該者のみの出願者一覧表を手書きにより作成し、出願期限までに志願先高等学校長に提出しなければならない。

ウ 中学校長は、中学校において第3学年の欠席日数が30日以上の方について、欠席日数が多い状況や理由等を説明する「欠席日数が多い生徒に関する事情説明書」（様式26）を志願先高等学校長に提出する。欠席日数が30日未満の方についても中学校長が必要と認める場合は、「欠席日数が多い生徒に関する事情説明書」を提出することができる。

エ 日本国内の中学校に在籍せず、在外教育施設等から出願する者のうち、調査書又は5段階評定集計表が提出不能な場合は、在学（出身）校が発行する成績・単位修得証明書又はそれに準ずるもの（在外教育施設以外は、英文で記載されたものが望ましい。）によることができる。

オ 帰国生徒等（海外帰国生徒、中国帰国生徒及び外国籍生徒）特別措置の適用を受けようとする者の扱いについては、別記2（p26）による。

4 出願上の注意

(1) 出願書類に記入する志願者の氏名について、各書類の署名欄は、志願者本人が住民票記載の文字（学齢簿と一致する。）で自署すること。ただし、署名欄以外の氏名について志願者が特定できる場合は、この限りでない。

(2) 出願書類の順序

出願者一覧表に添える出願書類の順序は、次のとおりとする。

封筒を一番上にし、入学願書、調査書、その他の書類（県外入学志願承認書又はその写し、事情説明書等）の順に重ね、志願者ごとにクリップで留めること。

第4 志願変更

1 志願変更の可否

(1) 志願者は、入学願書の受付締切後、1回に限り志願先高等学校、課程、学科、コース等を変更することができる。同一高等学校の職業に関する小学科・コースの志望順位についても、同様とする。

(2) 県外入学志願承認者で、次のいずれかに該当する者は承認条項を満たしているとし、新たに承認を受ける必要はないが、いずれにも該当しない者は、志願変更期間中に新たに志願変更先高等学校長の承認を受ける必要がある。

ア 別記1の2の(1)又は(2)で承認された者

イ 別記1の2の(5)で承認された者で同一高等学校内で志願変更する者

2 志願変更願提出期間

平成23年2月22日(火)から2月24日(木)までの期間で、午前9時から午後4時までとする。

3 志願変更の手続

(1) 入学願書の受付締切後、次の項目について、志願の変更を希望する者は、すでに交付された受検票を添え、中学校長を経由して志願変更願（様式14）を志願先高等学校長に提出する。

ア 志願先高等学校、課程、学科の変更（第2希望も含む）

イ 同一高等学校の職業に関する小学科・コースの志望順位の変更

ウ 普通科のコース希望の有無の変更

エ 普通科のコース指定に漏れた場合の選択の変更

(2) 志願先高等学校長は、志願変更願を受理したときは、直ちに所要事項を確認のうえ、志願変更通知書(様式 15)を交付するとともに(同一の高等学校における学科、コース等の志願変更の場合は除く。)、入学願書を除くその他の出願書類を中学校長に返戻する。なお、自己申告書は高校側で厳封のうえ返戻すること。

この場合において、同一の高等学校における学科、コース等の志願変更については、入学願書を除くその他の出願書類の返戻を省略することができる。

(3) 志願の変更を希望する者は、新たな入学願書に返戻された出願書類及び志願変更通知書を添えて、志願変更先高等学校長に提出する。

なお、他の都道府県からの志願者で、新たに志願変更先高等学校長の承認を受けた者は、県外入学志願承認書も併せて提出する。

(4) 中学校長は、志願の変更を希望する者のみの新たな出願者一覧表及び当該者のみの高校提出ファイルフロッピー(正・副)を志願変更先高等学校長に提出する。

(5) 県立高等学校間以外の志願変更に係る入学審査料については、「第3 出願方法」3 出願手続の項の(2)に準ずる。

(6) 全日制の課程から定時制の課程に志願変更する場合は、入学審査料の差額(1,250円)は還付しない。

(7) 郵送による志願変更は認めない。

第5 高等学校長の措置

1 志願先高等学校長は、入学願書等の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、所要の事項を記入したうえで、受検票を志願者に交付又は郵送する。その際、中学校には、受検番号を記載した出願者一覧表の写しを交付する。

2 志願先高等学校長は、志願者数を出願期間中、学科ごとに毎日学校内に掲示する。

なお、全日制普通科(単位制を除く。)についてはコースの別に、第2希望制を採る学科(普通科・専門教育学科・総合学科)については、第1・第2希望の別に、職業に関する学科(韮崎工業高等学校及び塩山高等学校を除く。)については募集する小学科・コースの別に掲示する。

3 志願先高等学校長は、入学願書の受付締切後、直ちに志願者数を2に準じて学校内に掲示するとともに、教育長に報告する。

第6 調査書及び5段階評定集計表

1 調査書作成委員会

(1) 中学校長は、調査書及び5段階評定集計表の作成に当たっては、厳正公平を期するため、調査書作成委員会を設け作成する。

(2) 調査書作成委員会は、中学校長を委員長とし、校長の指名する当該中学校の教員若干名をもって組織する。

2 調査書作成上の注意

次表による。

調査書作成上の注意事項

中学校を卒業若しくは修了した者又は平成 23 年 3 月に卒業する見込み若しくは修了する見込みの者の第 3 学年の記録は、平成 23 年 1 月末日をもって評価したものを記入する。ただし、卒業から 5 年を経過した者の記録は、氏名、入学・転入年月日、卒業年月日及び保護者の住所以外は記入の必要はない。

項 目	中学校を卒業する見込み若しくは修了する見込みの者及び卒業若しくは修了した者
各教科の学習の記録	① 1 学年及び 2 学年の記録は、指導要録から転記する。 ② 3 学年の評定は、指導要録作成基準に基づいて評定したものを記入する。
総合的な学習の時間	各学年の指導要録から転記する。
欠席の記録	欠席の主な理由欄には、具体的に病名や事故の内容等を記入する。
行動の記録	行動の状況については、指導要録記入要領により記入する。
進路の希望	高校卒業後の進路希望を記入する。
特別活動の記録	① 活動の事実については、学年ごと内容ごとに具体的に記入する。 ② 上記の実績等顕著なものを学年ごとに諸活動の記録欄に記入する。
校外活動の記録	社会スポーツ、文化、ボランティア活動等への参加状況を学年ごとに記入する。
健康に関する特記事項	本人について特に配慮が必要なことについて記入する。
その他特記事項	① 留学、研修等を記入する。 ② 趣味、特技、その他特に顕著なことについて記入する。

3 5 段階評定集計表作成上の注意

- (1) 分校をもつ中学校は、本校、分校別にそれぞれ作成する。
- (2) 「在籍数」の欄は、平成 23 年 1 月末日における第 3 学年の在籍生徒数を記入する。
- (3) 「評定段階別人数」の欄は、学年ごと、教科ごと、及び評定ごとに人数を記入する。
- (4) 「評定平均」の欄は、教科ごとに小数点第 2 位を四捨五入したものを記入する。
- (5) 中学校長は、平成 23 年 1 月末日をもって評価した卒業見込者全員による 5 段階評定集計表(様式 8)を作成し、平成 23 年 2 月 24 日(木)までに、教育長に提出しなければならない。この場合において、入試処理システムを導入している中学校においては、5 段階評定集計表は、入試処理システムにより出力されたものとし、提出の際、入試処理システムにより作成されたフロッピー(正・副)を添えること。
また、提出先は、高校教育課とする。

第 7 学力検査

1 受検者

志願者全員とする。

2 検査教科及び配点

(1) 検査教科

国語、社会、数学、理科及び英語の 5 教科とする。ただし、英語はリスニングによる検査を含む。

(2) 配点

配点は、各検査教科 100 点とする。ただし、専門教育学科の選抜及び普通科のコース指定については、検査教科の配点を変えて行うことがある。（傾斜配点教科及び傾斜割合については、別表 1 「入学者選抜における傾斜配点教科及び傾斜割合一覧表」（p53）による。）

3 問題作成

問題作成は、教育委員会が行う。

4 検査会場

各志願先高等学校とする。

5 検査期日

平成 23 年 3 月 3 日 (木)	集合 8 時 50 分	国語	9 時 30 分～10 時 25 分
		社会	10 時 40 分～11 時 25 分
		数学	11 時 40 分～12 時 25 分
		英語	13 時 30 分～14 時 15 分
		理科	14 時 30 分～15 時 15 分

第 8 選抜方法

- 1 志願先高等学校長は、高等学校教育を受ける資質と能力を有する者を、調査書の記録及び学力検査の成績を総合判定し、選抜する。
- 2 判定に当たっては、調査書の記録と学力検査の成績を同等に扱う。なお、調査書の判定方法は、次のとおりとし、具体的な方法は、別途教育長が指示する。
 - (1) 調査書の「各教科の学習の記録」の必修 9 教科については、次の方法で成績の評定合計を求める。
 - ア 各学年の学力検査実施教科（以下「実施教科」という。）の評定の計を求め、これに 2 を乗じて実施教科の調整評定小計とする。
 - イ 各学年の学力検査不実施教科（以下「不実施教科」という。）の評定の計を求め、これに 3 を乗じて不実施教科の調整評定小計とする。
 - ウ 各学年の実施教科の調整評定小計と不実施教科の調整評定小計の和を求め、これを全学年必修 9 教科の成績の評定合計とする。
 - (2) 「特別活動の記録」、「校外活動の記録」及び「その他特記事項」については、各高等学校長が定めた基準により、1～30 の段階で評定する。
- 3 志願者から自己申告書又は中学校長から「欠席日数の多い生徒に関する事情説明書」の提出を受けた高等学校長は、それらを総合判定の参考資料とすることができる。また、必要に応じて個人面接を実施することができる。その場合、面接の結果を総合判定の参考資料とすることができる。
- 4 志願先高等学校長は、調査書の「各教科の学習の記録」のうち、評定の全て又は一部が記入されていない志願者に、必要に応じて個人面接を実施することができる。その場合、面接の結果を総合判定の参考資料とすることができる。
- 5 普通科に加えて専門教育学科・総合学科のいずれか若しくはその両方が設置されている場合の選抜は、まず募集人員の 90%をその学科を第 1 希望とする者から選抜（端数切捨て）し、残りの募集人員について、90%枠の選抜に漏れた第 1 希望とする者に、その学科を第 2 希望とする者を加えて、差をつけずに選抜する。ただし、各学科の残り 10%枠内に同一の出願者がある場合は、第 1 希望の学科を優先しなければならない。なお、その学科を第 1 希望とする受検者が募集人員の 90%に達しない場合は、その達しない数その学科を第 2 希望とする者から選抜する。

6 普通科に設置されているコースへの指定については、普通科の入学許可予定者のうちコースを希望している者を対象として、当該高等学校が定める学力検査の結果又は学力検査の結果を傾斜配点で換算した資料（小数点第1位まで表記）に基づき、得点の上位順にコースに指定する。

コースの指定に漏れた者のうち、コース以外に普通科を希望しない者は入学許可予定者から除き、それに相当する数の者を、当初の入学許可予定者以外の者から、調査書の記録及び学力検査の結果を総合判定し成績の上位順に選抜する。

7 志願先高等学校長は、特に必要があると認めるときは、教育長の承認を得て面接及び健康診断を行うことができる。

第9 入学許可予定者の発表

平成23年3月11日(金)午前11時に各志願先高等学校において入学許可予定者の受検番号を掲示するとともに、入学許可予定者に郵送等により通知する。

IV 全日制の課程における再募集

第1 実施校

後期募集の結果、高等学校において、入学許可予定者が学科又は職業に関するコースの募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。

第2 募集人員等

教育委員会が発表する高等学校、学科又は職業に関するコース及び人員とする。

第3 出願資格

再募集に出願できる者は、全日制課程における後期募集又は定時制の課程における入学者選抜の学力検査受検者（病気等やむを得ない理由により学力検査を受検することができなかつたと志願先高等学校長が認める者（以下「未受検者」という。）を含む。）で、出願時に、県内の公・私立のいずれの高等学校にも合格していない者とする。

第4 出願方法

1 出願の制限

- (1) 出願は、1人1校とする。
- (2) 県外入学志願承認者は、Ⅲの「第4 志願変更」の「1 志願変更の可否(2)」に準ずる。
- (3) 全日制及び定時制の両課程を併願することはできない。
- (4) 志願先高等学校に職業に関する2つ以上の小学科・コースがあり、小学科・コース別に募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科・コースに志望順位を付けることができる。
- (5) 志願先高等学校に普通科、専門教育学科、総合学科の2学科以上があり、2学科以上で募集を実施している場合、志願する学科のほかに第2希望まで志望順位を付けることができる。

2 出願期間

平成23年3月11日(金)の午後1時から午後4時まで、3月14日(月)の午前9時から午後4時まで及び3月15日(火)の午前9時から正午までとする。

3 出願手続

- (1) 再募集志願者は、Ⅲの「第3 出願方法」の「3 出願手続」の項に準じ、入学願書(様式3)に誓約書(様式16)を添え、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。この場合において、未受検者は、入院証明書等、受検が不可能であったことを証明する書類を併せて提出する。

また、他の都道府県からの志願者は県外入学志願承認書の写し又は新たに受けた県外入学志願承認書を提出する。

- (2) 中学校長は、誓約書の内容を審査し、適当と認めるときは証明のうえ入学願書及び調査書(未受検者については、入院証明書等を添付する。)とともに志願先高等学校長に提出する。この場合において、調査書(様式6 平成21年度以前の卒業者の再募集志願者、県外からの再募集志願者及び帰国生徒等特別措置の適用を受ける県外からの再募集志願者に係る調査書を除く。)は、入試処理システムを導入している中学校においては入試処理システムにより出力されたものとし、提出の際、高校提出ファイルフロッピー(正・副)を添えること。

また、出願者一覧表の記入にあたっては、その注意事項をよく確認すること。

中学校長は、再募集志願者が後期募集の学力検査を受検した高等学校長(未受検者については、後期募集の志願先高等学校長)に、学力検査成績証明書等送付願(様式17)を提出する。ただし、後期募集と同一の高等学校に出願する場合は、この限りでない。

中学校長は、中学校において第3学年の欠席日数が30日以上の方について、欠席日数が多い状況や理由等を説明する「欠席日数の多い生徒に関する事情説明書」(様式26)を志願先高等学校長に提出する。欠席日数が30日未満の方についても中学校長が必要と認める場合は、「欠席日数の多い生徒に関する事情説明書」を提出することができる。

- (3) 学力検査成績証明書等送付願を受理した高等学校長は、再募集志願者の学力検査成績証明書(様式18)(未受検者については、学力検査未受検証明書)を志願先高等学校長に送付する。
- (4) 出願書類を受理した志願先高等学校長は、受検票を志願者に交付又は郵送する。

第5 志願変更

入学願書の提出後、志願の変更をすることはできない。

第6 高等学校長の措置

Ⅲの「第5 高等学校長の措置」に準ずる。

第7 検査

1 受検者

志願者全員とする。

2 検査方法

- (1) 面接のほか、作文又は新たに学力検査を行う。
- (2) 作文又は新たに行う学力検査の実施決定、学力検査による場合の検査教科等については、志願先高等学校長が定め、別途発表する。

3 検査会場

各志願先高等学校とする。

4 検査期日

平成23年3月16日(水)	集 合	午前8時50分
	点呼・注意	午前9時～
	検 査	午前9時20分～

第8 選抜方法

- 1 志願先高等学校長は、全日制の課程における後期募集又は定時制の課程における入学者選抜の学力検査の成績及び調査書の記録と併せて再募集に当たって実施する面接の結果及び作文又は新たに行う学力検査の結果を総合判定し、選抜する。
- 2 志願者から自己申告書又は中学校長から「欠席日数の多い生徒に関する事情説明書」の提出を受けた高等学校長は、それらを総合判定の参考資料とすることができる。また、必要に応じて個人面接を実施することができる。その場合においても、面接の結果を総合判定の参考資料とすることができる。

第9 入学許可予定者の発表

平成23年3月18日(金)午前11時に各志願先高等学校において入学許可予定者の受検番号を掲示するとともに、入学許可予定者に郵送等により通知する。

V 定時制の課程における入学者選抜

第1 出願資格

定時制の課程に出願できる者は、次の1から6のいずれかの条件を満たす者とする。ただし、出願時に高等学校若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は、出願することができない。また、既に高等学校若しくは中等教育学校を卒業している者は、卒業時と同一の学科に出願することはできない。

- 1 中学校を卒業若しくは修了した者又は平成23年3月に卒業する見込み若しくは修了する見込みの者
- 2 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者又は平成23年3月に修了する見込みの者
- 3 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は平成23年3月に修了する見込みの者
- 4 中学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者として文部科学大臣の指定した者
- 5 保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子等で、文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- 6 その他高等学校において、中学校を卒業し、又は修了した者と同等以上の学力があると認められた者

第2 出願方法

1 出願の制限

- (1) 出願は、1人1校とする。
- (2) 入学内定者は、出願することができない。
- (3) 他の都道府県から入学を志願する者（他の都道府県の中学校を卒業した者又は平成23年3月卒業見込みの者をいう。）の扱いは別記1（p25）によるが、既に承認を受けている者は、2の(3)により承認を受けている者とみなす。

- (4) 帰国生徒等（海外帰国生徒、中国帰国生徒及び外国籍生徒）特別措置の適用を受けようとする者の扱いについては、別記2（p26）による。
- (5) 定時制及び全日制の両課程を併願することはできない。
- (6) 志願先高等学校に職業に関する2つ以上の小学科があり、小学科別に募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科に第2希望まで志望順位を付けることができる。

2 出願期間

平成23年2月16日（水）、2月17日（木）の午前9時から午後4時まで及び2月18日（金）の午前9時から正午までとする。

なお、総合教育センターにおいて、一括受付業務を実施する2月16日（水）は、各高等学校窓口での出願受付は行わない。

ただし、出願期間経過後においても、他の都道府県から入学を志願する者及び帰国生徒等特別措置の適用を受けようとする者で、特にやむを得ない事情のある者については、必要な手続きを経た後、2月24日（木）の午後4時まで出願できるものとする。

月 日	曜日	県内中学校からの出願	県内中学校以外からの出願
2月16日	水	総合教育センターで 県内一括受付	持参不可
2月17日	木	各高等学校窓口で 午前9時から午後4時まで受付	各高等学校窓口で 午前9時から午後4時まで受付
2月18日	金	各高等学校窓口で 午前9時から正午まで受付	各高等学校窓口で 午前9時から正午まで受付

※県内中学校以外からの出願で、願書を持参する場合、2月17日（木）の午前9時から午後4時まで及び2月18日（金）の午前9時から正午までとする。

県内中学校以外からの出願の場合、郵送（書留に限る）も可とするが、2月18日（金）正午までに各高等学校必着のこと。

3 出願手続

- (1) 志願者は、次の書類を在学又は出身の中学校の校長（以下「中学校長」という。）を經由して、志願先高等学校長に提出する。

提出書類	提出を要する者	摘要
ア 入学願書	志願者全員	様式4
イ 封筒	志願者全員	日本工業規格 長形3号 (120mm×235mm) 志願者の住所・氏名を「・・・様」と記した封筒1通（切手不要）（郵便で入学願書を提出する場合は2通）

ウ 学習成績証明書 又はその提出不能を証する書類	調査書（様式6）が提出できない者	様式自由
エ 事情説明書	保護者が県外に居住する者（県外からの志願者を除く。）	様式自由 出願後においても、志願先高等学校長が必要と認めた場合は、提出を求めることがある。
オ 県外入学志願承認書	他の都道府県からの志願者	様式20 「1 出願の制限」の(3)で新たに承認を受ける必要はないとされた者については、県外入学志願承認書の写しを提出する。
カ 自己申告書	志願者のうち中学校において欠席日数が多い状況や理由等について説明する必要がある者は、自己申告書を志願先高等学校長に提出することができる。提出できる者は、第3学年の欠席日数が30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。	様式25 自己申告書を提出する場合は、厳封の上、志願先高等学校長あて親展として中学校長へ提出する。
キ 帰国生徒等特別措置適用承認書	帰国生徒等特別措置の適用を受けた者	様式23

(2) 入学審査料

定時制課程の入学審査料（950円）分の「山梨県収入証紙」を入学願書の所定の欄に貼付する。

既納の入学審査料は、還付しない。

(3) 中学校長の手続

ア 中学校長は、調査書（様式6）及び出願者一覧表（様式7）を作成し、出願期限までに志願先高等学校長に提出しなければならない。

なお、入試処理システムを導入している中学校においては、調査書及び出願者一覧表は、入試処理システムにより出力されたものとし、提出の際、高校提出ファイルフロッピー（正・副）を添えること。

また、出願者一覧表の記入にあたっては、その注意事項をよく確認すること。

イ 中学校長は、平成21年度以前の卒業生及び県外からの志願者については、調査書及び当該者のみの出願者一覧表を手書きにより作成し、出願期限までに志願先高等学校長に提出しなければならない。

ウ 中学校長は、中学校において第3学年の欠席日数が30日以上の方について、欠席日数が多い状況や理由等を説明する「欠席日数の多い生徒に関する事情説明書」（様式26）を志願先高等学校長に提出する。欠席日数が30日未満の方についても中学校長が必要と認める場合は、「欠席日数の多い生徒に関する事情説明書」を提出することができる。

エ 日本国内の中学校に在籍せず、在外教育施設等から出願する者のうち、調査書又は5段階評定集計表が提出不能な場合は、在学（出身）校が発行する成績・単位修得証明書又はそれに準ずるもの（在外教育施設以外は、英文で記載されたものが望ましい。）によることができる。

オ 帰国生徒等（海外帰国生徒、中国帰国生徒及び外国籍生徒）特別措置の適用を受けようとする者の扱いについては、別記2（p26）による。

4 出願上の注意

- (1) 出願書類に記入する志願者の氏名について、各書類の署名欄は、志願者本人が住民票記載の文字（学齢簿と一致する。）で自署すること。ただし、署名欄以外の氏名について志願者が特定できる場合は、この限りでない。
- (2) 出願書類の順序
出願者一覧表に添える出願書類の順序は、次のとおりとする。
封筒を一番上にし、入学願書、調査書、その他の書類（県外入学志願承認書又はその写し、事情説明書等）の順に重ね、志願者ごとにクリップで留めること。

第3 志願変更

1 志願変更の可否

- (1) 志願者は、入学願書の受付締切後、1回に限り志願先高等学校、課程、学科等を変更することができる。同一高等学校の職業に関する小学科の志望順位についても、同様とする。
- (2) 県外入学志願承認者で、次のいずれかに該当する者は承認条項を満たしているとし、新たに承認を受ける必要はないが、いずれにも該当しない者は、志願変更期間中に新たに志願変更先高等学校長の承認を受ける必要がある。
 - ア 別記1の2の(1)又は(2)で承認された者
 - イ 別記1の2の(3)で承認された者で定時制の課程の別の高等学校へ志願変更する者
 - ウ 別記1の2の(5)で承認された者で同一高等学校内で志願変更する者

2 志願変更願提出期間

平成23年2月22日(火)から2月24日(木)までの期間で、午前9時から午後4時までとする。

3 志願変更の手続

- (1) 入学願書の受付締切後、次の項目について、志願の変更を希望する者は、すでに交付された受検票を添え、中学校長を経由して志願変更願（様式14）を志願先高等学校長に提出する。
 - ア 志願先高等学校、課程、学科の変更（第2希望も含む）
 - イ 同一高等学校の職業に関する小学科の志望順位の変更
- (2) 志願先高等学校長は、志願変更願を受理したときは、直ちに所要事項を確認のうえ、志願変更通知書（様式15）を交付するとともに（同一の高等学校における学科等の志願変更の場合は除く。）、入学願書を除くその他の出願書類を中学校長に返戻する。なお、自己申告書は高校側で厳封のうえ返戻すること。
この場合において、同一の高等学校における学科等の志願変更については、入学願書を除くその他の出願書類の返戻を省略することができる。
- (3) 志願の変更を希望する者は、新たな入学願書に返戻された出願書類及び志願変更通知書を添えて、志願変更先高等学校長に提出する。
なお、他の都道府県からの志願者で、新たに志願変更先高等学校長の承認を受けた者は、県外入学志願承認書も併せて提出する。
- (4) 中学校長は、志願の変更を希望する者のみの新たな出願者一覧表及び当該者のみの高校提出ファイルフロッピー（正・副）を志願変更先高等学校長に提出する。
- (5) 県立高等学校間以外の志願変更に係る入学審査料については、Ⅲの「第3 出願方法」3 出願手続の項の(2)に準ずる。

- (6) 定時制の課程から全日制の課程に志願変更する場合は、入学審査料の差額(1,250 円)に相当する額面の「山梨県収入証紙」を新たな入学願書の所定の欄に貼付する。
- (7) 郵送による志願変更は認めない。

第4 高等学校長の措置

- 1 志願先高等学校長は、入学願書等の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、所要の事項を記入したうえで、受検票を志願者に交付又は郵送する。その際、中学校には、受検番号を記載した出願者一覧表の写しを交付する。
- 2 志願先高等学校長は、志願者数を出願期間中、学科ごとに毎日学校内に掲示する。
なお、職業に関する学科については募集する小学科の別に掲示する。
- 3 志願先高等学校長は、入学願書の受付締切後、直ちに志願者数を2に準じて学校内に掲示するとともに、教育長に報告する。

第5 調査書及び5段階評定集計表

- 1 調査書作成委員会
 - (1) 中学校長は、調査書及び5段階評定集計表の作成に当たっては、厳正公平を期するため、調査書作成委員会を設け作成する。
 - (2) 調査書作成委員会は、中学校長を委員長とし、校長の指名する当該中学校の教員若干名をもって組織する。
- 2 調査書作成上の注意
次表による。

調査書作成上の注意事項

中学校を卒業若しくは修了した者又は平成 23 年 3 月に卒業する見込み若しくは修了する見込みの者の第 3 学年の記録は、平成 23 年 1 月末日をもって評価したものを記入する。ただし、卒業から 5 年を経過した者の記録は、氏名、入学・転入年月日、卒業年月日及び保護者の住所以外は記入の必要はない。

項 目	中学校を卒業する見込み若しくは修了する見込みの者及び卒業若しくは修了した者
各教科の学習の記録	①1 学年及び2 学年の記録は、指導要録から転記する。 ②3 学年の評定は、指導要録作成基準に基づいて評定したものを記入する。
総合的な学習の時間	各学年の指導要録から転記する。
欠席の記録	欠席の主な理由欄には、具体的に病名や事故の内容等を記入する。
行動の記録	行動の状況については、指導要録記入要領により記入する。
進路の希望	高校卒業後の進路希望を記入する。
特別活動の記録	①活動の事実については、学年ごと内容ごとに具体的に記入する。 ②上記の実績等顕著なものを学年ごとに諸活動の記録欄に記入する。
校外活動の記録	社会スポーツ、文化、ボランティア活動等への参加状況を学年ごとに記入する。

健康に関する特記事項	本人について特に配慮が必要なことについて記入する。
その他特記事項	①留学、研修等を記入する。 ②趣味、特技、その他特に顕著なことについて記入する。

3 5段階評定集計表作成上の注意

- (1) 分校をもつ中学校は、本校、分校別にそれぞれ作成する。
- (2) 「在籍数」の欄は、平成23年1月末日における第3学年の在籍生徒数を記入する。
- (3) 「評定段階別人数」の欄は、学年ごと、教科ごと及び評定ごとに人数を記入する。
- (4) 「評定平均」の欄は、教科ごとに小数点第2位を四捨五入したものを記入する。
- (5) 中学校長は、平成23年1月末日をもって評価した卒業見込者全員による5段階評定集計表(様式8)を作成し、平成23年2月24日(木)までに、教育長に提出しなければならない。この場合において、入試処理システムを導入している中学校においては、5段階評定集計表は、入試処理システムにより出力されたものとし、提出の際、入試処理システムにより作成されたフロッピー(正・副)を添えること。
また、提出先は、高校教育課とする。

第6 検査

1 受検者

志願者全員とする。

2 検査方法

- (1) 学力検査及び面接を実施する。
- (2) 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。ただし、英語はリスニングによる検査を含む。
- (3) 配点は、各検査教科100点とする。
- (4) 面接の方法及び集合時間は志願先高等学校長が定め、志願者に周知する。

3 問題作成

学力検査の問題作成は、教育委員会が行う。

4 検査会場

各志願先高等学校とする。

5 検査期日

平成23年3月3日(木) 集合 8時50分 国語 9時30分～10時25分
社会 10時40分～11時25分
数学 11時40分～12時25分
英語 13時30分～14時15分
理科 14時30分～15時15分

平成23年3月4日(金) 面接 ※集合時間等は、各高等学校長の指示による。

第7 選抜方法

- 1 志願先高等学校長は、高等学校教育を受ける資質と能力を有する者を、調査書の記録、学力検査の成績及び面接の結果を総合判定し、選抜する。

なお、判定に当たっては、Ⅲの「第8 選抜方法」2及び3の項に準ずる。

- 2 志願先高等学校長は、特に必要があると認めるときは、健康診断を行うことができる。

第8 入学許可予定者の発表

平成23年3月11日(金)午前11時に各志願先高等学校において入学許可予定者の受検番号を掲示するとともに、入学許可予定者に郵送等により通知する。

VI 定時制の課程における再募集

第1 実施校

定時制の課程を設置する高等学校で、入学者選抜の結果、入学許可予定者が学科の募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。

第2 募集人員等

教育委員会が発表する高等学校、学科及び人員とする。

第3 出願資格

出願できる者は、Vの「第1 出願資格」を満たす者とする。

第4 出願方法

1 出願の制限

- (1) 出願は、1人1校とする。
- (2) 全日制及び定時制の課程における入学許可予定者は、出願することはできない。
- (3) 定時制及び全日制の両課程を併願することはできない。
- (4) 志願先高等学校に職業に関する2つ以上の小学科があり、小学科別に募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科に志望順位をつけることができる。

2 出願期間

平成23年3月15日(火)から3月18日(金)の午前9時から午後4時まで及び3月22日(火)の午前9時から正午までとする。

3 出願手続

Vの「第2 出願方法」の「3 出願手続」の項に準ずる。

ただし、入学願書は(様式5)とし、定時制課程の入学審査料(950円)分の「山梨県収入証紙」を所定の欄に貼付する。また、中学校長が提出する出願者一覧表は、入試処理システムを導入している中学校においては入試処理システムにより出力されたものとし、提出の際、高校提出ファイルフロッピー(正・副)を添えること。また、出願者一覧表の記入にあたっては、その注意事項をよく確認すること。

なお、県外入学志願承認書及び帰国生徒等特別措置適用承認書の提出は要しない。

第5 高等学校長の措置

Vの「第4 高等学校長の措置」に準ずる。

第6 検査

- 1 受検者
志願者全員とする。
- 2 検査方法
 - (1) 再募集に当たっての学力検査及び面接を実施する。
 - (2) 検査教科は、国語、数学及び英語の3教科とする。
- 3 検査会場
各志願先高等学校とする。
- 4 検査期日
平成23年3月23日(水) ※集合時間等は、各高等学校長の指示による。

第7 選抜方法

- 1 志願先高等学校長は、調査書の記録、再募集に当たっての学力検査の成績及び面接の結果を総合判定し、選抜する。
- 2 志願者から自己申告書又は中学校長から「欠席日数の多い生徒に関する事情説明書」の提出を受けた高等学校長は、それらを総合判定の参考資料とすることができる。

第8 入学許可予定者の発表

平成23年3月25日(金)午前11時に各志願先高等学校において入学許可予定者の受検番号を掲示するとともに、入学許可予定者に郵送等により通知する。

VII 検査結果の開示

第1 全日制入学者選抜検査の結果の開示方法

- 1 前期募集
 - (1) 開示の内容 面接検査及び面接以外に実施する各検査の評価の段階
各学校が設定した評価基準に基づくA(良好)、B(概ね良好)、C(努力を要す)
の3段階評価
 - (2) 開示場所 当該請求者の検査会場となった高等学校
 - (3) 開示の方法 口頭による開示請求に基づき、「開示用成績一覧表」の閲覧による
 - (4) 開示期間 平成23年3月11日(金)から平成23年4月11日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)
- 2 後期募集
 - (1) 開示の内容 学力検査の科目別得点及び得点合計
 - (2) 開示場所 当該請求者の検査会場となった高等学校
 - (3) 開示の方法 口頭による開示請求に基づき、「開示用成績一覧表」の閲覧による
 - (4) 開示期間 平成23年3月11日(金)から平成23年4月11日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)

3 再募集

(1) 開示の内容

- ・ 作文検査を実施する場合：面接検査及び作文検査の評価の段階
各学校が設定した評価基準に基づく A(良好)、B(概ね良好)、C(努力を要す)の3段階評価
- ・ 学力検査を実施する場合：面接検査の評価の段階並びに学力検査の科目別得点及び得点合計
面接については、各学校が設定した評価基準に基づく A(良好)、B(概ね良好)、C(努力を要す)の3段階評価

(2) 開示期間 平成23年3月18日(金)から平成23年4月18日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)

(3) 開示場所、開示の方法については、前期・後期募集に準じて実施

第2 定時制入学者選抜検査の結果の開示方法

1 定時制検査

- #### (1) 開示の内容 面接検査の評価の段階並びに学力検査の科目別得点及び得点合計
- 面接については、各学校が設定した評価基準に基づく A(良好)、B(概ね良好)、C(努力を要す)の3段階評価
- #### (2) 開示場所、開示の方法、開示期間については、全日制課程の後期募集と同じ

2 再募集

- #### (1) 開示の内容 面接検査の評価の段階並びに学力検査の科目別得点及び得点合計
- 面接については、各学校が設定した評価基準に基づく A(良好)、B(概ね良好)、C(努力を要す)の3段階評価
- #### (2) 開示期間 平成23年3月25日(金)から平成23年4月25日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)
- #### (3) 開示場所、開示の方法については、全日制課程の再募集に準じて実施

第3 調査書の開示

開示の方法

山梨県個人情報保護条例(平成17年3月28日山梨県条例第15号)第15条の規定に基づき、書面(開示請求書)により、「県民情報センター」に開示請求を行う。

留意事項

- 1 山梨県個人情報保護条例第27条の規定に基づく口頭による開示請求は、本人に限るものとし、法定代理人による請求は認めない。
- 2 口頭による開示請求は、本人が本人であることを証明する書類を提示して行うものとする。
本人であることの確認は、「学力検査受検票」及び顔写真付きの生徒手帳(運転免許証)等の書類で行う。
なお、生徒手帳に写真が付いていない場合は、「学力検査受検票」の裏面に本人の顔写真を貼付し、中学校が割印処理したもので生徒手帳に代えることができる。

- 3 開示期間は、入学許可予定者発表日から1か月間（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）とし、受付時間は、入学許可予定者発表日は午前11時から午後4時まで、それ以外の日は午前9時から午後4時までとする。
- 4 甲府市立甲府商業高等学校における検査結果の開示については、県立高等学校に準ずるが、具体的な手続きは、甲府市個人情報保護条例（平成15年12月15日甲府市条例第42号）に基づき開示される。

Ⅷ その他

- 1 高等学校長は、選抜の結果を直ちに教育長に報告する。
- 2 中学校長は、身体に障害があるなど、受検の際や入学後において特別な配慮が必要と判断される生徒がいる場合には、志願先高等学校長に事前に申し出ることとする。なお、特別な配慮を受けようとする受検者については、原則として公的機関の発行した診断書等を添付すること。この場合、高等学校長は、必要に応じて高校教育課長と協議するものとする。
- 3 この要項に定めのあるもののほか、必要な事項は別に定める。

別記1 県外からの出願

- 1 一家転住などのやむを得ない理由により、他の都道府県から入学を志願する者は、あらかじめ志願先高等学校長の承認を受けなければならない。
- 2 県外からの入学志願承認に当たって、「やむを得ない理由のある者」とは、次の者をいう。
 - (1) 本人及び保護者の住所が山梨県内にある者
 - (2) 保護者が転勤等のために山梨県内に居住することが事実となった者又は保護者が現に山梨県内に居住している者
 - (3) 定時制の課程を志願する者
 - (4) 当該都道府県の高等学校に設置されていない学科を志願する者
 - (5) その他特別な事情がある者
- 3 申請手続
 - (1) 県外入学志願承認願（様式 19）に住民票の写し（平成 22 年 12 月 1 日以降のもので、本人、保護者及び同居の家族に関するもの）、事情説明書、保護者の転勤（予定）証明書、新しい住所を証明する書類等を各 1 通添えて、志願先高等学校長に申請する。
 - (2) 志願先高等学校長は、申請書の内容を審査し、適当と認めるときは申請者に県外入学志願承認書（様式 20）により通知する。
- 4 申請期間
 - (1) 全日制前期募集
平成 23 年 1 月 5 日（水）、1 月 6 日（木）の午前 9 時から午後 4 時まで及び 1 月 7 日（金）の午前 9 時から正午までとする。
 - (2) 全日制後期募集・定時制
平成 23 年 1 月 17 日（月）から 2 月 3 日（木）（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで及び 2 月 4 日（金）の午前 9 時から正午までとする。
- 5 2 の（1）～（5）に該当しない者で、次表の各高等学校に対応する隣接都県に居住するものは、別に定める「平成 23 年度山梨県立高等学校の入学者選抜における県外からの受検の特例措置要項」の規定により出願することができる。

高等学校名	隣接都県
北 杜	長 野 県
身 延	静 岡 県
上野原	東 京 都 神 奈 川 県

別記2 帰国生徒等特別措置

1 出願資格

Ⅲの「第2 出願資格」又はⅤの「第1 出願資格」を有する者で、次のいずれかに該当し、帰国生徒等特別措置の適用を受けようとする者は、あらかじめ志願先高等学校長の承認を受けなければならない。

(1) 海外帰国生徒

原則として、平成23年4月1日現在、外国における在住期間が2年以上あり、平成20年4月1日以降に帰国又は帰国予定の者

(2) 中国帰国生徒

中国残留邦人等、永住するため海外から引き揚げてきた者及び海外から移住してきた者の子で、原則として、平成23年4月1日現在、日本における在住期間が7年以内の者

なお、中国残留邦人等とは、昭和20年9月2日以前から引き続き外国に居住し、その後、永住目的で帰国した者（これらの者を両親として外国において出生した者を含む。）をいう。

(3) 外国籍生徒

保護者ととも山梨県内に居住し、又は居住予定のある外国籍を有する者で、原則として、平成23年4月1日現在、日本における在住期間が7年以内の者

2 申立手続

(1) 志願先高等学校長に申立書（様式21）を提出する。ただし、保護者が引き続き海外に居住し、志願者のみ帰国又は帰国予定の場合は、身元引受承諾書（様式22）を併せて提出する。

(2) 志願先高等学校長は、申立書の内容を審査し、適当と認めるときは申立者に帰国生徒等特別措置適用承認書（様式23）により通知する。

3 申立期間

平成23年1月17日（月）から2月3日（木）（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで及び2月4日（金）の午前9時から正午までとする。

4 入学検査における特別措置

(1) 1の出願資格を有する者の選抜は、調査書の記録、学力検査の成績及び面接の結果とし、一般受検者と区別して行う。

(2) 学力検査は、平成23年度山梨県公立高等学校入学者選抜学力検査問題を使用し、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科の中から自己選択した3教科とする。ただし、専門教育学科を志願する者又は普通科のコースを希望する者は、志願先の選抜又はコース指定における傾斜配点教科を含めて選択しなければならない。専門教育学科又は普通科のコースを第2希望にする場合においても同様とする。

5 募集定員における特別措置

1の出願資格を有する者の選抜は、募集定員を超えて、志願先高等学校の募集学級数に相当する数まで入学を許可することができる。

6 入学後の特別措置

日本語指導を特に必要とする生徒を対象とした教育課程を、笛吹高等学校及び桂高等学校（普通科）並びに中央高等学校に置く。

◎ 通信制の課程

第1 学校名

中央高等学校

第2 募集学科及び募集定員

普通科及び衛生看護科とし、募集定員は別に定める。

第3 出願資格

全日制の課程における後期募集の「第2 出願資格」に準ずる。ただし、衛生看護科については、甲府看護専門学校の在学者又は入学許可予定者に限る。

第4 出願期間

平成23年3月8日（火）から3月30日（水）（土曜日、日曜日及び祝祭日並びに3月14日（月）を除く。）の午前9時から午後4時まで及び3月31日（木）の午前9時から正午までとする。

第5 出願手続

- 1 募集要項（出願書類一式）を平成23年1月11日（火）から中央高等学校（甲府）において配付する。志願者本人又は代理の者が来校し、受け取ること。
- 2 募集要項に従って必要な書類をすべて整え、出願期間内に必ず志願者本人が中央高等学校（甲府）に持参すること（出願の際に面接試験を行う。）。
なお、出願時において満20歳未満の者は、必ず保護者同伴で出願し、保護者も通信制のシステム等について説明を受けること。

第6 入学者の選抜

書類審査及び面接試験（簡単な筆記等を含む。）に基づいて行う。
面接試験は、上記「第4 出願期間」において、出願書類の受付時に行う。

第7 入学許可予定者の発表

平成23年4月4日（月）付けで、志願者に通知する。

第8 その他

- 1 ひばりが丘高等学校の施設内に通信制分室があり、スクーリングの一部を実施している。
- 2 分室のスクーリングに出席を希望する場合も、中央高等学校（甲府）で行われるスクーリングに出席しなければ、卒業することはできない。
- 3 入学者選抜は中央高等学校（甲府）で行う。

様式1 全日制課程（前期募集）

◇ 県立高等学校受検者は、ここに山梨県収入証紙（2,200円）を点線に沿って貼付すること。
 (消印しないこと)
 ◇ 市立甲府商業高等学校受検者は、2,200円を現金で納入すること。

入 学 願 書

※受検番号 _____

_____ 高等学校長 殿 平成23年 月 日

ふりがな	
志願者氏名	
保護者氏名	①

次のとおり入学志願いたします。

志 願 者	生年月日・性別	平成 年 月 日生	男・女
	現 住 所	〒 _____	
	在 学 中 学 校		
保 護 者	現 住 所	〒 _____	志願者との続柄
志 願 学 科 (コ ー ス)		科 (コース)	
選 抜 区 分			
普通科のコース指定に漏れた場合		・普通科を希望する ・コース以外の普通科を希望しない	

(注) 裏面の記入上の注意事項参照のこと。
 本票は日本工業規格A4（横）とする。

架 印

平成23年度
受 検 票 全・前

※ 受検番号 _____

_____ 志願先
 _____ 高等学校

_____ 志願学科 (コース) 科 (コース)

_____ 選抜区分

_____ 志願者氏名 男・女

山梨県
教 育
委 員 会

1. 検査期日
 平成23年1月25日(火)、26日(水)、27日(木)
 (予備日)
 集合時間、検査時間等は各高等学校長の指示による。
2. ※欄は記入しないこと。

記 入 上 の 注 意 事 項

1. 高等学校長の箇所は、志願先学校名を記入すること。
2. 住所は、現住所を記入し、これから変更しようとする住所等を記入しないこと。
 なお、保護者の住所が志願者と同じ場合は、保護者の現住所欄は「志願者と同じ」と記入してよい。
3. 保護者とは、志願者に対して親権を行う者又は親権を行う者のないときは未成年後见人若しくは未成年後见人の職務を行う者をいう。
4. 志願者との続柄欄は、例えば、「父」のように記入すること。
5. 志願学科（コース）欄は、志願学科又はコースを記入すること。
 (1) 職業に関する学科又は専門教育学科の志願者は、志願学科(コース)を記入すること。
 ただし、韮崎工業高等学校の志願者は、記入しないこと。なお、塩山高等学校商業科三学科の志願者は、「商業科」と記入すること。
 (2) 全日制普通科（単位制を含む。）の志願者は、普通科と記入すること。この場合において、普通科のコースを希望する場合は、コース名も記入すること。
 (3) 総合学科の志願者は、総合学科と記入すること。
6. 選抜区分欄は「教育方針、志願してほしい生徒像、前期募集選抜方法」のP66～67の一覧表にある選抜区分を記入すること。
7. 白根高等学校、山梨高等学校及び塩山高等学校の普通科のコースを希望する者は、コースの指定に漏れた場合の希望を○印で記入すること。

※個人情報の取り扱いについて

記入していただいた個人情報は、山梨県公立高等学校入学者選抜事務のために利用し、他の目的に利用することはありません。

受 検 上 の 注 意 事 項

1. 受検者の持参すべきもの
 受検票、上履、時計（計算機能・辞書機能等のあるものを除く。）
 筆記用具、その他学校の指示するもの
2. 携帯電話・PHS等は、検査会場に入る前にアラーム等の設定を解除した上で、電源を切っておかばん等に入れておくこと。

様式2 全日制課程（後期募集）

◇ 県立高等学校受検者は、ここに山梨県収入証紙（2,200円）を点線に沿って貼付すること。
 (消印しないこと)

◇ 市立甲府商業高等学校受検者は、2,200円を現金で納入すること。

入 学 願 書

※受検番号 _____

平成23年 月 日

_____ 高等学校長 殿

ふりがな			
志願者氏名			
保護者氏名	(印)		

次のおとり入学志願いたします。

志 願 者	生年月日・性別	平成 年 月 日生	男・女
	現住所	〒 _____	
	在学（出身） 中学校	_____	
保 護 者	現住所	〒 _____	
		志願者との続柄	
志 願 学 科 (コース)	志望順位 1	科 (コース)	志望順位 2 科 (コース)
希望する普通科のコース		_____ コース	
普通科のコース指定に漏れた場合		<input type="checkbox"/> 普通科を希望する <input type="checkbox"/> コース以外の普通科を希望しない	
帰国生徒等特別措置の適用を受ける者の 選択教科（3教科名を記入する）		(. .)	

(注) 裏面の記入上の注意事項参照のこと。
 本票は日本工業規格A4（横）とする。

契

印

平成23年度
受 検 票 全・後

※ 受検番号 _____

志願先 _____ 高等学校

志願学科 (コース) _____

志望順位 1 _____ 志望順位 2 _____

科 (コース) _____ 科 (コース) _____

希望する普通科のコース _____ コース

普通科のコースに漏れた場合
 普通科を希望する
 コース以外の普通科を希望しない

志願者氏名 _____ 男・女 _____

山梨県
教 育
委 員 会

1. 検査期日
平成23年3月3日(木)
(午前8時50分集合)
2. 時間割
 第1時限 国語 9時30分～10時25分
 第2時限 社会 10時40分～11時25分
 第3時限 数学 11時40分～12時25分
 第4時限 英語 13時30分～14時15分
 第5時限 理科 14時30分～15時15分
3. ※欄は記入しないこと。

記 入 上 の 注 意 事 項

1. 高等学校長の箇所は、学校名を記入すること。
2. 住所は、現住所を記入し、これから変更しようとする住所等を記入しないこと。なお、保護者の住所が志願者と同じ場合は、保護者の住所欄は「志願者と同じ」と記入してよい。
3. 在学（出身）中学校欄には高等学校への入学資格を得た、又は得ようとする最終在学（出身）中学校名を記入すること。中学校を卒業又は修了することなく高等学校への入学資格を得た者は、その在学（出身）中学校欄に記入し、それを証する証拠書類を添付すること。
4. 保護者とは、志願者に対して親権を行う者又は親権を行う者のないときは未成年後見人若しくは未成年後見人の職務を行う者をいう。
5. 志願者との続柄欄は、例えば、「父」のように記入すること。
6. 志望学科（コース）の欄について
 - 1) 普通科のコースを希望する場合は、「普通」と記入し、コース名は記入しないこと。
 - 2) 韮崎工業高等学校の志願者は、志望順位1の欄に「工業」と記入すること。
 - 3) 塩山高等学校商業科三学科の志望者は、志望順位1の欄に「商業」と記入すること。
 - 4) 第2志望のない者は、志望順位2の欄は「なし」と記入し、空欄にしないこと。
7. 希望する普通科のコースの欄は、普通科のコースを希望する場合、志望順位にかかわらずコース名を記入すること。
8. 普通科のコース指定に漏れた場合の欄は、コース指定に漏れた場合の希望を○印で記入すること。

※個人情報の取り扱いについて

記入していただいた個人情報は、山梨県公立高等学校入学者選抜事務のために利用し、他の目的に利用することはありません。

受 検 上 の 注 意 事 項

1. 受検者の持参すべきもの
 受検票、鉛筆（シャープペンシルも可）、消ゴム、時計（計算機能・辞書機能等のあるものを除く。）
 定規（分度器つき定規を除く。）、コンパス、上履、昼食
2. 携帯電話・PHS等は、検査会場に入る前にアラーム等の設定を解除した上で、電源を切っておくこと。

様式3 全日制課程（再募集）

◇ 県立高等学校受検者は、ここに山梨県取入証紙（2,200円）を点線に沿って貼付すること。
 (消印しないこと)
 ◇ 市立甲府商業高等学校受検者は、2,200円を現金で納入すること。

入 学 願 書

※受検番号 _____

平成23年 月 日

_____ 高等学校長 殿

ふりがな	
志願者氏名	
保護者氏名	(印)

次のとおり入学志願いたします。

志 願 者	生年月日・性別	平成 年 月 日生	男・女	
	現 住 所			
	在学（出身） 中 学 校			
保 護 者	現 住 所	志願者との続柄		
志 願 学 科 (コース)	志望順位 1	科 (コース)	志望順位 2	科 (コース)
希望する普通科のコース		コース		
普通科のコース指定に漏れた場合		・普通科を希望する ・コース以外の普通科を希望しない		

(注) 裏面の記入上の注意事項参照のこと。
 本票は日本工業規格A4（横）とする。

印 契

平成23年度
受 検 票 全・再

※ 受検番号 _____

志願先 _____ 高等学校

志願学科 (コース)
志望順位 1 _____ 志望順位 2 _____

科 (コース) _____ 科 (コース) _____

希望する普通科のコース _____ コース _____

普通科のコースに漏れた場合
 ・普通科を希望する
 ・コース以外の普通科を希望しない

志願者氏名 _____

男・女

山梨県
教 育
委 員 会

- 検査期日
平成23年3月16日(水)
午前8時50分 集合
午前9時00分～ 点呼、注意
午前9時20分～ 検査
- ※欄は記入しないこと。

記 入 上 の 注 意 事 項

- 高等学校長の箇所は、学校名を記入すること。
- 住所は、現住所を記入し、これから変更しようとする住所等を記入しないこと。なお、保護者の住所が志願者と同じ場合は、保護者の現住所欄は「志願者と同じ」と記入してよい。
- 在学（出身）中学校欄には高等学校への入学資格を得た、又は得ようとする最終在学（出身）中学校名を記入すること。中学校を卒業又は修了することなく高等学校への入学資格を得た者は、その旨在学（出身）中学校欄に記入し、それを証する証拠書類を添付すること。
- 保護者とは、志願者に対して親権を行う者又は親権を行う者のないときは未成年後見人若しくは未成年後見人の職務を行う者をいう。
- 志願者との続柄欄は、例えば、「父」のように記入すること。
- 志望学科（コース）の欄について
 - 普通科のコースを希望する場合は、「普通」と記入し、コース名は記入しないこと。
 - 韮崎工業高等学校の志願者は、志望順位1の欄に「工業」と記入すること。
 - 塩山高等学校商業科三学科の志願者は、志望順位1の欄に「商業」と記入すること。
 - 第2志望のない者は、志望順位2の欄は「なし」と記入し、空欄にしないこと。
- 希望する普通科のコースの欄は、普通科のコースを希望する場合、志望順位にかかわらずコース名を記入すること。
- 普通科のコース指定に漏れた場合の欄は、コース指定に漏れた場合の希望を○印で記入すること。

※個人情報の取り扱いについて

記入していただいた個人情報は、山梨県公立高等学校入学者選抜事務のために利用し、他の目的に利用することはありません。

受 検 上 の 注 意 事 項

- 受検者の持参すべきもの
受検票、鉛筆（シャープペンシルも可）、消ゴム、時計（計算機能・辞書機能等のあるものを除く。）、上履
- 携帯電話・PHS等は、検査会場に入る前にアラーム等の設定を解除した上で、電源を切っておくこと。

様式4 定時制課程

◇ 県立高等学校定時制課程の受検者は、ここに山梨県収入証紙（950円）を点線に沿って貼付すること。（消印しないこと）

入 学 願 書

※受検番号

_____ 高等学校長 殿 平成23年 月 日

ふりがな	
志願者氏名	
保護者氏名	印

次のとおり入学志願いたします。

志 願 者	生年月日・性別	平成 年 月 日生	男・女
	現 住 所	〒 _____	
	在学(出身)中学校	_____	
保 護 者	現 住 所	〒 _____	志願者との続柄

第 1 志 望		第 2 志 望	
科 ()		科	
帰国生徒等特別措置の適用を受ける者の選択教科（3教科名を記入する）		(. .)	

(注) 裏面の記入上の注意事項参照のこと。
本票は日本工業規格A4（横）とする。

架

印

平成23年度 (定)
受 検 票

※ 受検番号 _____

志願先 _____ 高等学校

第1志望 _____ 科 () _____ 科

第2志望 _____ 科

志願者氏名 _____ 男・女

山梨県
教 育
委 員 会

1. 検査期日・時間割
平成23年3月3日(木) (午前8時50分集合)
第1時限 国語 9時30分～10時25分
第2時限 社会 10時40分～11時25分
第3時限 数学 11時40分～12時25分
第4時限 英語 13時30分～14時15分
第5時限 理科 14時30分～15時15分

平成23年3月4日(金) 面接
集合時間等は各高等学校長の指示による。

2. ※欄は記入しないこと。

記 入 上 の 注 意 事 項

1. 在学（出身）中学校欄には高等学校への入学資格を得た、又は得ようとする最終在学（出身）中学校名を記入すること。中学校を卒業又は修了することなく高等学校への入学資格を得た者は、その旨在学（出身）中学校欄に記入し、それを証する証拠書類を添付すること。
2. 住所は、必ず現住所を記入し、これから変更しようとする住所等を記入しないこと。
なお、保護者の住所が志願者と同じ場合は、保護者の現住所欄は「志願者と同じ」と記入してよい。
3. 保護者とは、志願者に対して親権を行う者又は親権を行う者のないときは未成年後見人若しくは未成年後見人の職務を行う者をいう。
4. 志願者との続柄欄は、例えば、「父」のように記入すること。
5. 中央高等学校又はひばりが丘高等学校を志願する者は、第1志望欄の志願学科の次の（ ）内に「昼間部」「夜間部」の別を記入すること。
6. 甲府工業高等学校を志願する者で、第2志望のある者は、第2志望欄に「なし」と記入すること。
7. 帰国生徒等特別措置が適用される者は、帰国生徒等特別措置の適用を受ける者の選択教科欄に国語、社会、数学、理科及び英語の5教科の中から自己選択した3教科名を記入する。

※個人情報の取り扱いについて

記入していただいた個人情報は、山梨県公立高等学校入学者選抜事務のために利用し、他の目的に利用することはありません。

受 検 上 の 注 意 事 項

1. 受検者の持参すべきもの
受検票、鉛筆（シャープペンシルも可）、消ゴム、時計（計算機能・辞書機能等のあるものを除く。）
定規（分度器つき定規を除く。）、コンパス、上履、昼食
2. 携帯電話・PHS等は、検査会場に入る前にアラーム等を解除した上で、電源を切っておくこと。

様式5 定時制課程（再募集）

◇ 県立高等学校定時制課程の受検者は、ここに山梨県収入証紙（950円）を点線に沿って貼付すること。
（消印しないこと）

入 学 願 書

※受検番号 _____

_____ 高等学校長 殿 平成23年 月 日

ふりがな			
志願者氏名			
保護者氏名			㊟

次のとおり入学志願いたします。

志 願 者	生年月日・性別	平成 年 月 日生	男・女
	現 住 所	〒 _____	
	在学(出身)中学校	_____	
保 護 者	現 住 所	〒 _____	志願者との続柄

第 1 志 望		第 2 志 望	
科 ()		科	

(注) 裏面の記入上の注意事項参照のこと。
本票は日本工業規格A4（横）とする。

印 槩

平成23年度
受 検 票 (定・再)

※ 受検番号 _____

志願先 _____ 高等学校

第1志望 _____ 第2志望 _____
科 () 科

志願者氏名 _____

男
・
女

山梨県
教 育
委 員 会

1. 検査期日
平成23年3月23日(水)
集合時間、検査時間等は各高等学校長の指示による。
2. ※欄は記入しないこと。

記 入 上 の 注 意 事 項

1. 在学（出身）中学校欄には高等学校への入学資格を得た、又は得ようとする最終在学（出身）中学校名を記入すること。中学校を卒業又は修了することなく高等学校への入学資格を得た者は、その旨在学（出身）中学校欄に記入し、それを証する証拠書類を添付すること。
2. 住所は、必ず現住所を記入し、これから変更しようとする住所等を記入しないこと。
なお、保護者の住所が志願者と同じ場合は、保護者の現住所欄は「志願者と同じ」と記入してよい。
3. 保護者とは、志願者に対して親権を行う者又は親権を行う者のないときは未成年後见人若しくは未成年後见人の職務を行う者をいう。
4. 志願者との続柄欄は、例えば、「父」のように記入すること。
5. 中央高等学校又はひばりが丘高等学校を志願するものは、第1志望欄の志願学科の次の () 内に「昼間部」「夜間部」の別を記入すること。
6. 甲府工業高等学校を志願する者で、第2志望のある者は、第2志望欄に志願する学科名を記入し、第2志望のない者は、第2志望欄に「なし」と記入すること。

※個人情報の取り扱いについて

記入していただいた個人情報は、山梨県公立高等学校入学者選抜事務のために利用し、他の目的に利用することはありません。

受 検 上 の 注 意 事 項

1. 受検者の持参すべきもの
受検票、鉛筆（シャープペンシルも可）、消ゴム、時計（計算機能・辞書機能等のあるものを除く。）、上履
2. 携帯電話・PHS等は、検査会場に入る前にアラーム等の設定を解除した上で、電源を切っておくこと。

調 査 書

	受検 番号	※	※	
氏名 (ふりがな) (平成 昭和 . . . 生)	平成 . . . 昭和 男 . 女	入学 転入	保護者の住所	
記載事項に誤りがないことを証明します。 平成 年 月 日		所在地 学校名 校長氏名 記載責任者氏名	職印 印	

※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
各教科の学習の記録	教 科	評 定			行 動 の 記 録	項 目	状 況	項 目	状 況
		第1学年	第2学年	第3学年		基本的な生活習慣		思いやり・協力	
	国 語			健康・体力の向上			生命尊重・自然愛護		
	社 会			自主・自律			勤 労 ・ 奉 仕		
	数 学			責 任 感			公 正 ・ 公 平		
	理 科			創 意 工 夫			公 共 心 ・ 公 徳 心		
	音 楽			進路の希望					
	美 術			活 動 の 事 実					
	保 健 体 育			内 容	学 年	第1学年	第2学年	第3学年	
	技 術 ・ 家 庭			学 級 活 動					
外 国 語			生 徒 会 活 動						
特 別 活 動 の 記 録	第 1 学 年	第 2 学 年	第 3 学 年	学 校 行 事					
	選 択 教 科	評 定	教 科	評 定	部 活 動				
					諸活動の記録 (上記諸活動の実績等)				
総 学 合 習 的 な 時 間	第1学年内容	第2学年内容	第3学年内容	校外活動の記録 (社会参加活動、受賞等)					
欠 席 の 記 録	学 年	欠 席 日 数	欠 席 の 主 な 理 由						
	1								
	2								
	3								
健 康 に 関 す る 特 記 事 項				そ の 他 特 記 事 項					

(注) 1. ※欄は記入しないこと。
2. 本票は日本工業規格B4 (縦) とする。

出願者一覧表（ 枚中 枚目）（全日制・定時制・通信制）

高等学校長 殿

平成 年 月 日

男子	人	総 数		人
女子	人			

学 校 名

校 長 氏 名

職印

一連 番号	※ 受検番号	氏 名	性 別	「志願学科(コース)」または「普通科のコース希望」				備 考
				第一	第二			
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								

- (注) 1. 全日制課程における募集の場合は全日制と、定時制課程における募集の場合は定時制と、通信制課程における募集の場合は通信制と表記すること。
2. この一覧表は、志願先高等学校、全日制（前期・後期・再募集）・定時制（入学者選抜・再募集）・通信制別に作成し、出願書類に添付すること。
3. 受検番号は記入しないこと。
4. 「志願学科(コース)」または「普通科のコース希望」欄は、願書に準じて記入すること。
5. 特別支援学級在籍生徒については、備考欄に「特別の教育課程」と記入すること。
6. 本票は日本工業規格A4（縦）とする。

5段階評定集計表（前期・後期）

平成 年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

学 校 名

校 長 氏 名

記 載 責 任 者 氏 名

職印

印

本校の第1学年から第3学年の5段階評定について、各教科の5段階評定の集計は次のとおりです。

	分校	在籍者数

学 年	教科 評定	必 修 教 科									教科総合	
		国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保 体 健 育	技 術 ・ 家 庭	外 国 語		
第1学年	評人	5										/
	5段階別数	4										
		3										
		2										
		1										
	評定平均											
第2学年	評人	5									/	
	5段階別数	4										
		3										
		2										
		1										
	評定平均											
第3学年	評人	5									/	
	5段階別数	4										
		3										
		2										
		1										
	評定平均											
全評定平均												

- (注) 1. 全日制課程における前期募集の場合は前期を、後期募集の場合は後期を○で囲むこと。
 2. 提出先は県教育庁高校教育課とする。
 3. 本票は日本工業規格A4（縦）とする。

受検 番号	※	※	
----------	---	---	--

志 願 理 由 書					
		平成	年	月	日
高等学校長 殿					
中 学 校 名					
志 願 者 氏 名					
(男・女)					
		生 年 月 日	平成	年	月
		日			生
保 護 者 氏 名					
Ⓔ					
私は、次の理由により、貴校 科 コースの 前期募集に志願します。					

1 入学を希望する理由

(入学を希望する理由や、入学後の抱負等について、各高等学校が示す「教育方針、志願してほしい生徒像」等を踏まえて記入してください。)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

2 自分をアピールできることから

(自分の良さや学級活動、生徒会活動、学校行事、ボランティア活動、また資格・検定等の取得、その他の活動等について記入してください。)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

- (注) 1. 保護者氏名欄以外は全て志願者直筆とし、ボールペン又は万年筆を使用すること。
 2. コースのある学科については、コース名も記入すること。
 3. ※欄は記入しないこと。
 4. 本票は日本工業規格A4(縦)とする。

確 約 書

平成 年 月 日

高等学校長 殿

志願者氏名

保護者氏名

㊦

貴校 科への前期募集による入学許可予定者に内定した場合は、ここに
本人及び保護者連署のうえ、相違なく入学することを確約します。

上記のことを了承しています。

平成 年 月 日

学 校 名

校長氏名

職印

(注) 本票は日本工業規格A4 (縦) とする。

前期募集選抜結果内定通知書
前期募集選抜結果通知書 郵送依頼書

平成 年 月 日

高等学校長 殿

学 校 名

校長氏名

職印

平成23年2月2日（水）に交付される前期募集選抜結果内定通知書及び受
検者あての前期募集選抜結果通知書については、郵送による交付をお願いいた
します。

〒
所 在 地

連 絡 先 電話（ ）

前期募集選抜結果内定通知書
前期募集選抜結果通知書 受領書

平成23年2月2日

高等学校長 殿

学 校 名

校長氏名

職印

前期募集選抜結果内定通知書及び受検者あての前期募集選抜結果通知書を受領いたしました。

代理受領者職氏名

連 絡 先 電 話 () —

(注) 受領の際には、受領者本人であることを確認できるものを携行すること。

志 願 変 更 願

平成 年 月 日

高等学校長 殿

在学（出身）中学校名

志 願 者 氏 名

保 護 者 氏 名



次のとおり志願変更したいので承認願います。

1 志願変更前（ 1 全日制 2 定時制 ）

志願先高等学校	志願学科（コース）
<p style="text-align: center;">_____ 高等学校</p>	<p>志望順位 1 科（コース）</p> <p>志望順位 2 科（コース）</p>

普通科のコース		普通科のコース指定に漏れた場合の選択
希望の有無	希望コース名	<p>1 普通科を希望する。</p> <p>2 " を希望しない。</p>
1 有	_____ コース	
2 無		

2 志願変更後（ 1 全日制 2 定時制 ）

志願先高等学校	志願学科（コース）
<p style="text-align: center;">_____ 高等学校</p>	<p>志望順位 1 科（コース）</p> <p>志望順位 2 科（コース）</p>

普通科のコース		普通科のコース指定に漏れた場合の選択
希望の有無	希望コース名	<p>1 普通科を希望する。</p> <p>2 " を希望しない。</p>
1 有	_____ コース	
2 無		

上記の志願変更は適当であると認めます。

平成 年 月 日

学 校 名

校 長 氏 名



(注) 本票は日本工業規格A4（縦）とする。

志 願 変 更 通 知 書

平成 年 月 日

高等学校長 殿

高等学校長 職印

次の者は、1により出願しましたが、2に出願変更する旨の申出がありましたので通知します。

1 志願変更前 (1 全日制 2 定時制)

志願先高等学校		志願学科 (コース)
_____ 高等学校		志望順位 1 科 (コース)
		志望順位 2 科 (コース)
普通科のコース		普通科のコース指定に漏れた場合の選択
希望の有無 1 有 2 無	希望コース名 _____ コース	1 普通科を希望する。 2 // を希望しない。

2 志願変更後 (1 全日制 2 定時制)

志願先高等学校		志願学科 (コース)
_____ 高等学校		志望順位 1 科 (コース)
		志望順位 2 科 (コース)
普通科のコース		普通科のコース指定に漏れた場合の選択
希望の有無 1 有 2 無	希望コース名 _____ コース	1 普通科を希望する。 2 // を希望しない。

3 志願変更者

氏 名 _____

在学 (出身) 中学校名 _____

(注) 本票は日本工業規格A4 (縦) とする。

誓 約 書

平成 年 月 日

高等学校長 殿

志願者氏名

保護者氏名

印

次の事項は、事実と相違ないことを誓約いたします。
なお、事実と相違するときは入学志願、入学許可を取り消されても異存ありません。

記

平成23年度山梨県内の公・私立高等学校のいずれにも入学許可予定者となっていないこと。

上記のことを証明します。

平成 年 月 日

学 校 名

校長氏名

職印

(注) 本票は日本工業規格A4(縦)とする。

学力検査（成績）証明書

平成 年 月 日

高等学校長 殿

高等学校長

[職印]

次の者は、平成23年度後期募集において、本校
 学力検査については下記のとおり相違ないことを証明する。
 科に出席し、

記

受検番号 番 氏名 _____

- 1 学力検査を受検し、成績は次のとおりである。

国語	社会	数学	理科	英語	合計

- 2 学力検査を受検しなかった。

(注) 1. 該当する番号を○で囲み、必要事項を記入すること。
 2. 表題部については、「成績」「未受検」のいずれかを○で囲むこと。
 3. 本票は日本工業規格A4（縦）とする。

学力検査成績証明書等送付願

平成 年 月 日

高等学校長 殿

学校名

校長氏名

[職印]

次の者が再募集に出願しますので、本人の学力検査（成績）
 未受検
 証明書を、
 志願先の高等学校長あて送付くださるようお願いいたします。

記

後期募集受検番号	
受検者氏名	
再募集志願先高等学校	

(注) 1. 学力検査を受検した者については本文中（ ）内の「成績」を、病気等やむを得ない理由により学力検査を受検できなかった者については「未受検」を、それぞれ○で囲むこと。
 2. 本票は日本工業規格A4（縦）とする。

平成 年 月 日

殿

高等学校長

[職印]

県外入学志願承認書

願い出のあった県外入学の志願について、次の条項により承認します。

承認条項

- 1 本人及び保護者の住所が山梨県内にある者
- 2 保護者が転勤等のために山梨県内に居住することが確実となった者又は保護者が現に山梨県内に居住している者
- 3 定時制の課程を志願する者
- 4 当該都道府県の高等学校に設置されていない学科を志願する者
- 5 その他特別な事情がある者

(注) 1. この承認書は、入学願書に添えて提出すること。
 2. 後期募集等の出願時にも必要となる場合もあるので、あらかじめ写しを保存しておくこと。
 3. 本票は日本工業規格A4（縦）とする。

県外入学志願承認願

平成 年 月 日

高等学校長 殿

志願者

現住所名
 氏名
 生年月日 平成 年 月 日生 男・女
 在学(出身)中学校名
 所在地・電話番号

保護者

現住所名
 氏名
 本人との続柄 [印]

次のとおり県外入学志願をしたいので承認されますようお願いいたします。

記

入学を希望する 高等学校	高等学校	全日制課程 定時制課程	科
県外入学志願 理由			
公立高等学校を二重に志願していないことを証明いたします。			
平成 年 月 日	学校名	校長氏名	[職印]

(注) 1. 承認願を提出する場合は、住民票の写し、事情説明書、保護者の転勤証明書、新しい住所を証明する書類等を各1通添付すること。
 2. 本票は日本工業規格A4（縦）とする。

申 立 書

平成 年 月 日

高等学校長 殿

志願者氏名 _____

生年月日 平成 年 月 日生 男・女

保護者氏名 _____ (印)

志願者と家族の海外在住状況等については、次のとおりです。

1 出国前、海外在住中、帰国・入国後の教育歴（小学校以降の略歴を記載）

学 校 名	所在地(国名・都市名)	期 間	備 考
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	

(注) 期間は西暦で記入し、その他、特に参考になることがあれば記入する。

2 家族の状況

氏 名	続 柄	住 所	帰国・入国 (予定) 年月	帰国・入国後の住所
			年 月	
			年 月	
			年 月	
			年 月	
			年 月	
			年 月	

3 志願者と保護者の帰国予定日が異なる場合は、その理由及び身元引受人

理 由			
身元引受人	氏 名	志願者との関係	住 所 ・ 電 話
			TEL ()

- (注) 1. 家族の状況欄は、志願者についても記入すること。
 2. 身元引受人欄は、保護者が記入すること。
 3. 外国籍生徒は、外国人登録原票記載事項証明書を添付すること。

中 学 校 長 の 証 明

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

学 校 名 _____

校 長 氏 名 _____ (職印)

(注) 本票は日本工業規格A4（縦）とする。

平成 年 月 日

身元引受承諾書

高等学校長 殿

身元引受人

氏 名 _____ (印)

住 所 _____

(電 話) _____

次の者が貴校を受検するに当たり、保護者が帰国するまでの間、責任を持って志願者の身元引受人となることを承諾します。

記

- 1 志願者氏名
- 2 保護者氏名
- 3 志願者との関係
- 4 志願者の住所
 - (1) 出願時の住所
 - (2) 入学時の住所

(注) 本票は日本工業規格A 4 (縦) とする。

平成 年 月 日

殿

高等学校長 職印

帰国生徒等特別措置適用承認書

あなたからの申立に基づく帰国生徒等特別措置について承認します。
なお、この承認書は入学願書に添付するので、願書提出まで大切に保管してください。

記

- 1 志願者氏名
- 2 住 所
- 3 中 学 校 名
- 4 出願資格の区分
 - ア 海外帰国生徒
 - イ 中国帰国生徒
 - ウ 外国籍生徒

(注) 本票は日本工業規格A4(縦)とする。

帰国生徒等に関する事情説明書						
高等学校長 殿				平成 年 月 日		
				志願者氏名 _____		
				保護者氏名 _____ ⑩		
志願者生年月日	年 月 日生	性 別	男 ・ 女	国 籍		
海外在留地名						
海外在留期間	年 月 日～ 年 月 日					
学 校 教 育 歴	種 別	学 校 名 所在地 (国名・都市名)	在 学 学 年 年 ～ 年	在 学 期 間 年 月～ 年 月		
	小 学 校					
	中 学 校					
身元引受人 (保護者が海外に居住している場合)				志願者との関係		
住 所						
氏 名						
個 別 事 情						

(注) 日本の中学校に相当する海外の在学 (出身) 校が発行する成績・単位修得証明書又はそれに準ずるもの (在外教育施設以外は、英文で記載されたものが望ましい) を添付すること。
 なお、添付できない場合は、その事由を明記すること。

受検 番号	※	※
----------	---	---

自己申告書

平成 年 月 日

高等学校長 殿

中学校名

志願者氏名

保護者氏名

⑩

私は、貴校 への志願に当たり、次のとおり申告します。

志願者記入欄（志願の動機、高校生活への抱負、長期欠席の理由など）

保護者記入欄（高等学校に理解してほしい事柄など）

- (注) 1. 保護者氏名欄及び保護者記入欄以外は全て志願者直筆とし、ボールペン又は万年筆を使用すること。
2. 志願者は、自己申告書を厳封の上、志願先の高等学校長あて親展として提出する。
3. ※欄は記入しないこと。
4. 本票は日本工業規格A4（縦）とする。

受検 番号	※	※
----------	---	---

欠席日数の多い生徒に関する事情説明書

平成 年 月 日

高等学校長 殿

学 校 名

校長氏名

職印

志 願 者 氏 名

志願学科（コース）名

上記の志願者について、次のとおり事情を説明します。

(注) 本票は日本工業規格A4（縦）とする。

記入上の注意事項

1. 住所は、現住所を記入し、これから変更しようとする住所等を記入しないこと。
なお、保護者の住所が志願者と同じ場合は、保護者の現住所欄は「志願者と同じ」と記入してよい。
2. 在学（出身）中学校欄には高等学校への入学資格を得た、又は得ようとする最終在学（出身）中学校名を記入すること。中学校を卒業又は修了することなく高等学校への入学資格を得た者は、その旨在学（出身）中学校欄に記入し、それを証する証拠書類を添付すること。
3. 保護者とは、志願者に対して親権を行う者又は親権を行う者のないときは未成年後見人若しくは未成年後見人の職務を行う者をいう。
4. 志願者との続柄欄は、例えば、「父」のように記入すること。
5. 志願者が成人の場合は、保護者欄は記入しなくてもよい。
6. 科目履修の場合は、志願学科欄に受講科目を記入すること。
また、在学（出身）中学校欄には、最終学校名を記入すること。

入学願書

※受験番号

平成 年 月 日

山梨県立中央高等学校長 殿

次のおおりに入学志願いたします。

志願者

ふりがな

氏 名 〇

性 別 男 ・ 女

生 年 月 日 昭和・平成 年 月 日生

現 住 所

在学（出身）中学校名

保護者

ふりがな

氏 名 〇

志願者との続柄

現 住 所

志願学科	科
------	---

- (注) 1. 裏面の記入上の注意事項参照のこと。
2. ※欄は記入しないこと。
3. 本票は日本工業規格A4（縦）とする。

別表1

入学者選抜における傾斜配点教科及び傾斜割合一覧表

1 入学者選抜における傾斜配点

専門教育学科の学校別傾斜配点教科及び傾斜割合

専門教育学科名	傾斜配点教科	学 校 名	傾斜割合
理 数 科	数 学 理 科	甲 府 南 高 等 学 校	1. 2倍
		身 延 高 等 学 校	
		吉 田 高 等 学 校	
英 語 科	英 語 国 語	甲 府 第 一 高 等 学 校	傾斜はかけない
		市 川 高 等 学 校	
文 理 科	数 学 英 語	韭 崎 高 等 学 校	傾斜はかけない
		桂 高 等 学 校	1. 2倍

2 普通科のコース指定における傾斜配点

普通科のコースの学校別傾斜配点教科及び傾斜割合

◎ 普通科のコースは、入学者選抜は500点満点で行い、コースの指定を傾斜配点に基づく資料により行う。

コ ー ス 名	傾斜配点教科	学 校 名	傾斜割合
理 数	数 学 理 科	北 杜 高 等 学 校	傾斜はかけない
		甲 府 東 高 等 学 校	1. 2倍
		巨 摩 高 等 学 校	
国 際 文 理	数 学 英 語	白 根 高 等 学 校	
英 語 総 合	英 語 国 語	山 梨 高 等 学 校	
英 数	英 語 数 学	塩 山 高 等 学 校	傾斜はかけない

平成 23 年度山梨県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項

平成 23 年度山梨県立特別支援学校高等部の入学者の選抜は、この要項に定めるところにより実施する。

第 1 募集定員

各特別支援学校の募集定員は、別に定める。

第 2 出願資格

保護者ととも山梨県内に住所を有する者で、次の各学校の要件に該当するものとする。

学 校 名	部	種別 (学科)	要 件
盲 学 校	高等部	本科 (普通科) (保健医療科)	学校教育法施行令(以下「施行令」という。)第22条の3に規定する視覚障害者で、次の各号のいずれかに該当するもの 1 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部若しくは中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成23年3月卒業見込みの者 2 盲学校長が、中学校を卒業した者と同等の学力があると認めた者
ろう学校	高等部	本科 (普通科)	施行令第22条の3に規定する聴覚障害者で、次の各号のいずれかに該当するもの 1 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部若しくは中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成23年3月卒業見込みの者 2 ろう学校長が、中学校を卒業した者と同等の学力があると認めた者
甲 府 支 援 学 校	高等部	本科 (普通科)	施行令第22条の3に規定する肢体不自由者で、次の各号のいずれかに該当するもの 1 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部若しくは中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成23年3月卒業見込みの者 2 志願先の学校長が、中学校を卒業した者と同等の学力があると認めた者
あけぼの 支 援 学 校	高等部	本科 (普通科)	
わ か ば 支 援 学 校	高等部	本科 (普通科)	施行令第22条の3に規定する知的障害者で、次の各号のいずれかに該当するもの 1 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部若しくは中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成23年3月卒業見込みの者 2 志願先の学校長が、中学校を卒業した者と同等の学力があると認めた者
か え で 支 援 学 校	高等部	本科 (普通科)	

学 校 名	部	種別 (学科)	要 件
やまびこ 支援学校	高等部	本科 (普通科)	施行令第22条の3に規定する肢体不自由者又は知的障害者で、 次の各号のいずれかに該当するもの 1 知的障害者又は肢体不自由者である生徒に対する教育を行う 特別支援学校の中学部若しくは中学校若しくはこれに準ずる学 校を卒業した者又は平成23年3月卒業見込みの者
ふじざくら 支援学校	高等部	本科 (普通科)	2 志願先の学校長が、中学校を卒業した者と同等の学力があると 認めたと認めた者

第3 出願方法

1 出願の制限

- (1) 出願は、「山梨県立特別支援学校通学区域等に関する規則」に定める通学区域の学校とする。
- (2) 他の都道府県から入学を志願する者又は県内の児童福祉施設に措置入所若しくは契約入所し、入学を志願する者の扱いについては、別記 (p58) による。

2 出願手続

- (1) 志願者は、次に掲げる書類を志願先の学校長に提出する。
ただし、施行令第22条の3に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害を併せ有する者は、別途志願先の学校長が定める書類についても提出する。
 - ア 入学願書
 - イ 調査書
 - ウ 住民票の写し
本人及び保護者に関するもので、平成23年1月以降発行のもの
 - エ 健康診断票①
医療機関が発行したもの（志願先の学校長が様式を指定する場合は、当該様式による。）で、平成23年1月以降に受診したもの（志願先の特別支援学校の中学部を平成23年3月卒業見込みの者を除く。）
ただし、あけぼの医療福祉センターで加療中の肢体不自由者が、あけぼの支援学校を受検する場合の健康診断票は、同センター整形外科医の診療によるものとする。
 - オ 健康診断票②
健康診断票①とは別に、盲学校は眼科医発行の健康診断票、ろう学校は耳鼻咽喉科医発行の健康診断票、甲府支援学校、あけぼの支援学校（あけぼの医療福祉センターで治療を受けていない者）、やまびこ支援学校（肢体不自由）及びふじざくら支援学校（肢体不自由）は整形外科医発行の健康診断票で、それぞれ平成23年1月以降に受診したもの（志願先の特別支援学校の中学部を平成23年3月卒業見込みの者を除く。）
 - カ 教育相談における所見又は療育手帳の写し
わかば支援学校、やまびこ支援学校（知的障害）、ふじざくら支援学校（知的障害）及びかえで支援学校を志願する者は、山梨県総合教育センター相談支援部が平成22年4月以降に発行した「教育相談における所見」又は療育手帳の写しを志願先の学校長に提出する。ただし、志願先の特別支援学校の中学部を卒業した者又は平成23年3月卒業見込みの者を除く。
- (2) 「第2 出願資格」の表中、各学校の「要件」欄の2に該当する者は、(1)の書類のうち、調査書にかえて、最終出身校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書を提出する。

(3) 必要書類の請求

入学願書等出願に必要な書類は、志願校に直接請求する。

(4) 入学審査料

無料とする。

3 志望順位

盲学校の本科普通科及び本科保健医療科については、志望順位をつけて出願することができる。

4 出願期間及び受付時間

平成23年1月31日（月）から2月3日（木）の午前9時から午後4時まで及び2月4日（金）の午前9時から正午まで

5 調査書作成上の注意事項

平成23年度山梨県公立高等学校入学者選抜実施要項に準ずる。

6 出願上の留意事項

志願者は、平成22年12月までに、志願先の特別支援学校の教育相談を予め受けるものとする。（志願先の特別支援学校の中学部を平成23年3月卒業見込みの者を除く。）

第4 入学検査

1 受検者

志願者全員とする。

2 検査内容

学 校 名	学 科	学 力 検 査							面 接	生 活 動 作 検 査	機 能 検 査
		国 語	作 文	社 会	数 学	理 科	英 語	一 般 教 養			
盲 学 校	普通科	○	○		○			○	○		
	保健医療科	○	○					○	○		○
ろ う 学 校	普通科	○	○	○	○	○	○		○		
甲 府 支 援 学 校	普通科	○			○				○	○	
あ け ぼ の 支 援 学 校	普通科	○			○				○	○	
わ か ば 支 援 学 校	普通科	○			○				○	○	
や ま び こ 支 援 学 校	普通科	○			○				○	○	
ふ じ ざ くら 支 援 学 校	普通科	○			○				○	○	
か え で 支 援 学 校	普通科	○			○				○	○	

※1 受検者の障害及び健康状態に応じ、検査内容を変更又は一部免除することがある。

※2 盲学校保健医療科の学力検査「一般教養」は、口頭試問により実施する。

3 検査会場

志願先の学校とする。

4 検査期日

平成23年3月3日（木）

ただし、開始時刻については志願先の学校長が定める。

5 検査の実施

検査会場の管理及び検査結果の処理の責任者は各学校長とし、係員は当該学校の教職員をもって充てる。

第5 選抜の方法

各学校長は、中学校長又は保護者から提出された志願者の健康診断票その他必要な書類と入学検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

第6 入学許可予定者の発表

平成23年3月11日（金）午前11時、各学校において行う。

第7 再募集

盲学校及びろう学校において、入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、再募集を行う。

1 出願期間及び受付時間

平成23年3月14日（月）の午前9時から午後4時及び3月15日（火）の午前9時から正午まで

2 出願書類

「第3 出願方法」の「2 出願手続」による。

3 検査期日及び検査内容

- (1) 検査期日 平成23年3月16日（水）。ただし、開始時刻については、志願先の学校長が定める。
- (2) 検査内容 「第4 入学検査」の「2 検査内容」による。

4 入学許可予定者の発表

平成23年3月18日（金）午前11時、各学校において行う。

第8 検査結果の開示

1 開示の内容

学力検査の科目別得点及び得点合計、面接並びに生活動作検査又は機能検査の評価の段階

2 開示場所

志願先の学校

3 開示の方法

- (1) 口頭による開示請求に基づき、「開示用成績一覧表」の閲覧による。
- (2) 口頭による開示請求は、山梨県個人情報保護条例第27条の規定に基づくものとし、受検者本人に限る。
- (3) 口頭による開示請求は、請求者が本人であることを証明する書類を提示して行うものとし、受検者本人であることの確認は、「学力検査票」及び顔写真付きの生徒手帳等の書類で行う。

4 開示期間

入学許可予定者の発表の日から1ヶ月間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とし、受付時間は午前9時（発表当日は発表後）から午後4時までとする。

別記 県外からの出願

1 本県の特別支援学校を志願する者で、保護者が他の都道府県に住所を有し、県内の児童福祉施設に措置入所又は契約入所するもの、一家転住するものその他やむを得ない事情を有するものは、予め志願先の学校長の承認を受けなければならない。

2 県外からの入学志願承認に当たって、「やむを得ない事情を有するもの」とは、次の者をいう。

- (1) 山梨県内の児童福祉施設に他の都道府県から措置入所している者
- (2) 山梨県内の児童福祉施設に他の都道府県から契約入所している者
- (3) 保護者が転勤等のために山梨県内に居住することが確実となった者
- (4) 隣接県に居住する者で、地形、交通等の関係上、本県の最寄りの特別支援学校へ志願することが妥当と認められる者
- (5) その他特別な事情がある者

3 申請手続

(1) 保護者（保護者が親権を有しながら所在不明の場合は、保護者に相当する者をいう。以下同じ。）は、県外入学志願承認願（様式1）に住民票の写し（平成22年12月1日以降に発行したもので、本人、保護者及び同居の家族に関するもの）及び事情説明書（様式2）各1通を添えて、志願先の学校長に申請する。

なお、保護者の転勤又は転居によるときは、保護者の転勤（予定）証明書、新しい住所を証明する書類等を更に各1通添えるものとする。

(2) 志願先の学校長は、申請書の内容を審査し、居住地の施設の空き状況を確認のうえ、速やかに教育長に協議する。

(3) 志願先の学校長は、教育長から出願を認める旨の回答を得たときは、申請者に県外入学志願承認書（様式3）により通知する。

4 申請期間

平成23年1月17日(月)から1月21日(金)の午前9時から午後4時まで

様式1

県外入学志願承認願

平成 年 月 日

特別支援学校長 殿

志 願 者

現 住 所

氏 名

生 年 月 日

年 月 日生 男・女

在学学校名

保 護 者

現 住 所

氏 名

㊟

本人との続柄

次のとおり県外入学志願をしたいので承認されますようお願いいたします。

入学を希望する 特別支援学校名	
県外入学志願 理 由	

※ 承認願を提出する場合は、住民票の写し、事情説明書、保護者の転勤（予定）証明書、新しい住所を証明する書類等を各1通添付すること。

平成 年 月 日

事情説明書

特別支援学校長 殿

保護者
氏名
住所
電話

印

次の事情のため、県外入学志願をします。

県外入学志願承認書

平成 年 月 日

殿

特別支援学校長 職印

願い出のあった県外入学の志願について、承認します。

志願者氏名	
生年月日	平成 年 月 日生
住 所	

山梨県立特別支援学校通学区域等に関する規則

(平成8年1月18日)
教育委員会規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、山梨県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）の高等部の通学区域並びに小学部及び中学部の就学区域（以下「通学区域等」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(通学区域等)

第2条 特別支援学校の高等部に入学しようとする者は、保護者（子に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは、未成年後見人又は未成年後見人の職務を行う者をいう。以下同じ。）の住所の所属する通学区域の特別支援学校の高等部に志願するものとする。

2 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第14条第2項に定める学齢児童又は学齢生徒の就学の指定は、保護者の住所の所属する就学区域の特別支援学校の小学部又は中学部に行うものとする。

3 特別支援学校の通学区域等は、別表のとおりとする。

4 前3項の規定は、教育長が特に必要と認めた者には適用しない。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

学 校 名	通 学 区 域 等
山 梨 県 立 盲 学 校	県下全域
山 梨 県 立 ろ う 学 校	県下全域
山 梨 県 立 甲 府 支 援 学 校 (小学部・中学部)	中巨摩郡、甲府市、山梨市、甲斐市、笛吹市、甲州市及び中央市
〃 (高 等 部)	西八代郡、南巨摩郡、中巨摩郡、甲府市、山梨市、甲斐市、笛吹市、甲州市及び中央市
山梨県立あけぼの支援学校	韮崎市、南アルプス市及び北杜市。ただし、山梨県立あけぼの医療福祉センターで加療中の者にあつては県下全域
山梨県立わかば支援学校 (小学部・中学部)	中巨摩郡、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市及び中央市（旧豊富村の区域を除く。）
〃 (高 等 部)	西八代郡、南巨摩郡、中巨摩郡、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市及び中央市（旧豊富村の区域を除く。）
〃 ふじかわ分校	西八代郡及び南巨摩郡
山梨県立やまびこ支援学校	南都留郡のうち道志村、北都留郡、都留市、大月市及び上野原市
山梨県立富士見支援学校	県下全域（山梨県立中央病院で加療中の者に限る。）
〃 旭分校	県下全域（山梨県立北病院で加療中の者に限る。）
山梨県立ふじざくら支援学校	南都留郡（道志村を除く。）及び富士吉田市
山梨県立かえで支援学校	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市及び中央市（旧豊富村の区域に限る。）

山梨県公立高等学校等の所在地及び電話番号

○公立高等学校

平成23年4月1日現在

学 校 名	所 在 地	電 話 番 号
山梨県立北杜高等学校	〒408-0023 北杜市長坂町渋沢1007-19	(0551)20-4025
山梨県立韮崎高等学校	〒407-0015 韮崎市若宮三丁目2-1	(0551)22-2415
山梨県立韮崎工業高等学校	〒407-0031 韮崎市竜岡町若尾新田50-1	(0551)22-1531
山梨県立甲府第一高等学校	〒400-0007 甲府市美咲二丁目13-44	(055)253-3525
山梨県立甲府西高等学校	〒400-0064 甲府市下飯田四丁目1-1	(055)228-5161
山梨県立甲府南高等学校	〒400-0854 甲府市中小河原町222	(055)241-3191
山梨県立甲府東高等学校	〒400-0805 甲府市酒折一丁目17-1	(055)237-6931
山梨県立甲府工業高等学校	〒400-0026 甲府市塩部二丁目7-1	(055)252-4896
山梨県立甲府城西高等学校	〒400-0064 甲府市下飯田一丁目9-1	(055)223-3101
山梨県立甲府昭和高等学校	〒409-3866 中巨摩郡昭和町西条3000	(055)275-6177
山梨県立農林高等学校	〒400-0117 甲斐市西八幡4533	(055)276-2611
山梨県立巨摩高等学校	〒400-0306 南アルプス市小笠原1500-2	(055)282-1163
山梨県立白根高等学校	〒400-0211 南アルプス市上今諏訪1180	(055)284-3031
山梨県立増穂商業高等学校	〒400-0502 南巨摩郡富士川町最勝寺1372	(0556)22-3185
山梨県立市川高等学校	〒409-3601 西八代郡市川三郷町市川大門1733-2	(055)272-1161
山梨県立峡南高等学校	〒409-3117 南巨摩郡身延町三沢2417	(0556)37-0686
山梨県立身延高等学校	〒409-2531 南巨摩郡身延町梅平1201-2	(0556)62-1045
山梨県立石和高等学校(※)	〒406-0031 笛吹市石和町市部3	(055)262-2135
山梨県立山梨園芸高等学校(※)	〒406-0026 笛吹市石和町中川1400	(055)262-4135
山梨県立笛吹高等学校	〒406-0031 笛吹市石和町市部3	(055)262-2135
山梨県立日川高等学校	〒405-0025 山梨市一町田中1062	(0553)22-2321
山梨県立山梨高等学校	〒405-0018 山梨市上神内川194	(0553)22-1621
山梨県立塩山高等学校	〒404-0047 甲州市塩山三日市場440-1	(0553)33-2542
山梨県立都留高等学校	〒401-0013 大月市大月二丁目11-20	(0554)22-3125
山梨県立上野原高等学校	〒409-0133 上野原市八ッ沢555	(0554)62-4510

※石和高等学校と山梨園芸高等学校については、生徒の募集を行いません。

学 校 名	所 在 地	電話番号
山梨県立谷村工業高等学校	〒402-0053 都留市上谷五丁目7-1	(0554) 43-2101
山 梨 県 立 桂 高 等 学 校	〒402-0005 都留市四日市場909	(0554) 43-4375
山 梨 県 立 吉 田 高 等 学 校	〒403-0004 富士吉田市下吉田2075-2	(0555) 22-2540
山梨県立富士北 ^{りょう} 稜高等学校	〒403-0017 富士吉田市新西原一丁目23-1	(0555) 22-4161
山梨県立富士河口湖高等学校	〒401-0301 南都留郡富士河口湖町船津6663-1	(0555) 73-2511
山 梨 県 立 中 央 高 等 学 校	〒400-0035 甲府市飯田五丁目6-23	(055) 226-4411
山梨県立ひばりが丘高等学校	〒403-0005 富士吉田市上吉田3531	(0555) 22-8015
甲府市立甲府商業高等学校	〒400-0845 甲府市上今井町300	(055) 241-7511
大月市立 大月短期大学附属高等学校	〒401-0012 大月市御太刀一丁目16-2	(0554) 22-6255
北杜市立甲陵高等学校	〒408-0021 北杜市長坂町長坂上条2003	(0551) 32-3050

○県立特別支援学校（高等部設置校）

学 校 名	所 在 地	電話番号
山 梨 県 立 盲 学 校	〒400-0064 甲府市下飯田二丁目10-2	(055) 226-3361
山 梨 県 立 ろ う 学 校	〒405-0016 山梨市大野1009	(0553) 22-1378
山 梨 県 立 甲 府 支 援 学 校	〒400-0064 甲府市下飯田二丁目10-3	(055) 226-3322
山梨県立あけぼの支援学校	〒407-0046 韮崎市旭町上条南割3251-1	(0551) 22-6131
山梨県立わかば支援学校	〒400-0226 南アルプス市有野3346-3	(055) 285-1750
山梨県立やまびこ支援学校	〒409-0501 大月市富浜町宮谷1497	(0554) 23-1943
山梨県立ふじざくら支援学校	〒401-0301 南都留郡富士河口湖町船津6663-1	(0555) 72-5161
山梨県立かえで支援学校	〒400-0807 甲府市東光寺二丁目25-1	(055) 223-6355

問い合わせ先 山梨県教育委員会

新しい学校づくり
推進室

TEL (055) 223-1788番 (直通)
(055) 237-1111番 内線8307、8308

高校教育課
指導担当

TEL (055) 223-1763番 (直通)
(055) 237-1111番 内線8314、8305

(・調査書の記入方法
・5段階評価集計表
に関すること等)

FAX (055) 223-1768番